

秋田市景観計画(原案)

～太平山に見守られ、いつも緑を感じる美しいまち秋田の継承～



平成21年3月策定
(令和4年3月一部改訂)

秋 田 市

秋田市景観計画 目次

第1編 景観づくりのための基本的な事項	1
第1章 景観計画の策定について	2
1 景観計画の策定の背景と目的	2
2 景観計画および景観条例の位置付け	10
3 用語の定義	17
4 景観計画の構成	18
5 景観計画の特徴	19
第2章 景観づくりの方針	21
1 景観計画区域	21
2 景観づくりの基本方針	22
3 景観づくりの個別方針	23
第2編 良好な景観づくりの推進に関する事項	45
第1章 大規模行為に関する景観形成基準	46
1 届出対象行為	46
2 景観形成基準	48
3 国、地方公共団体の行為等について	56
第2章 屋外広告物に関する景観形成基準	57
1 景観づくりの方針	57
2 景観形成基準	58
第3章 地域の景観ルール	59
1 景観法に基づく地域の景観ルール	59
2 他法令に基づくまちづくりルール	62
第4章 その他良好な景観づくりに関する事項	64
1 景観法に基づく施策	64
2 関連施策の活用	69
第3編 市民協働の景観まちづくりに関する事項	74
第1章 市民協働による景観まちづくりに向けて	75
第2章 景観まちづくりへ参加しやすい環境づくり	76
第3章 地域の景観まちづくり推進のための仕組み	78
1 景観まちづくり専門家の登録	79
2 市民による景観まちづくり活動への支援	80
3 地域による景観ルールの提案	87

第1編

景観づくりのための基本的な事項

第1編では、秋田市景観計画の目的や景観づくりの方針といった基本的な事項について、定めます。

第1章 景観計画の策定について

- 1 景観計画の策定の背景と目的について
- 2 景観計画および景観条例の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 景観計画の構成
- 5 景観計画の特徴

第2章 景観づくりの方針

- 1 景観計画区域
- 2 景観づくりの基本方針
- 3 景観づくりの個別方針
 - (1) 景観の視点
 - (2) 地域別方針
 - (3) 土地利用別方針
 - (4) 景観の性質別方針

第1章 景観計画について

1 景観計画策定の背景と目的

(1) 概要

秋田市は、主峰太平山を頂く山並み、雄物川や旭川、広大な日本海、秋田平野に点在する縁豊かな丘陵など、雄大な自然の恵みのもとに、文化の香り高い風土が培われています。この、市民の共有財産である優れた景観を市民一人ひとりの手によってつくり育てていくことを目的に、「秋田市都市景観条例」（平成14年秋田市条例第26号）を定め、「秋田市都市景観形成に関する基本方針」に基づき、施策を進めてきました。

その後、平成17年1月の旧河辺町、旧雄和町との合併により拡大した全市域を対象とする第11次秋田市総合計画を策定し、「しあわせ実感縁の健康文化都市」を本市のめざすべき将来像と定め、市政を推進しました。

また、平成17年6月に「景観法」が全面施行され、市町村などが地域の特性をいかした良好な景観形成を推進していく環境が整えられました。

こうした中、社会的変化や時代の要請などに対応し、市民や事業者と行政が一体となって、秋田らしい魅力のある景観づくりに取り組むとともに、より良い景観を次世代に引き継いでいくため、景観法に基づく「秋田市景観計画」を策定することとしました。

策定以降、本計画の運用により良好な景観誘導が図られてきた一方で、令和3年に「第14次秋田市総合計画」、「第7次秋田市総合都市計画」が策定され、それら上位計画や関連計画と一緒にとなって景観施策を推進するため、秋田市景観計画を一部改訂することとしました。



景観法：平成16年12月17日施行、平成17年6月1日全面施行された日本で初めての景観についての総合的な法律

景観計画：景観行政団体（本計画では秋田市）が景観行政を進める場として、その基本的な計画となるもので、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

(2) 市民の景観に対する意識

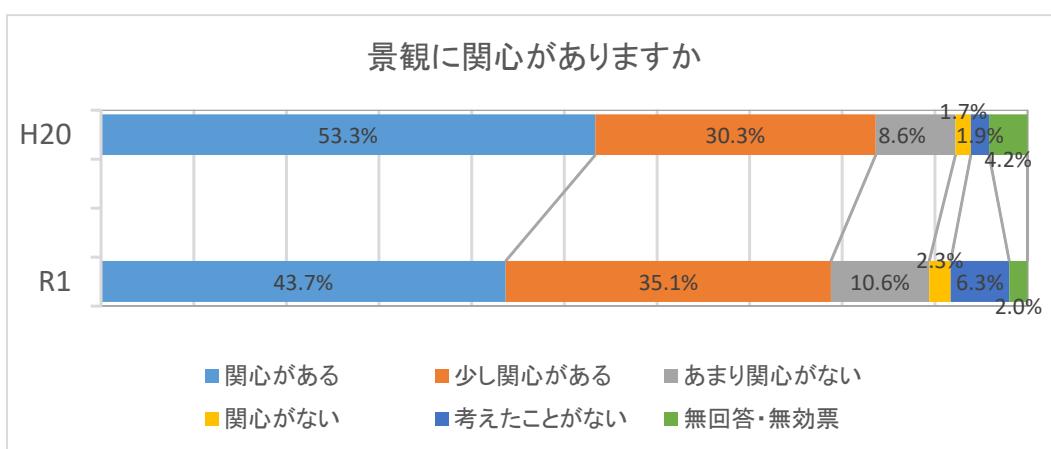
本計画の参考とするため、平成20年7月に20歳以上の市民1,000人を無作為抽出し、「景観に関するアンケート調査」を実施しました。また、令和元年7月の「秋田市まちづくりに関するアンケート調査」(20歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、1,222の有効回答)を実施しました。

調査結果は、次のようになります。

(資料:「秋田市まちづくりに関するアンケート」令和元年6月~7月都市整備部都市計画課)

① 景観に対する関心

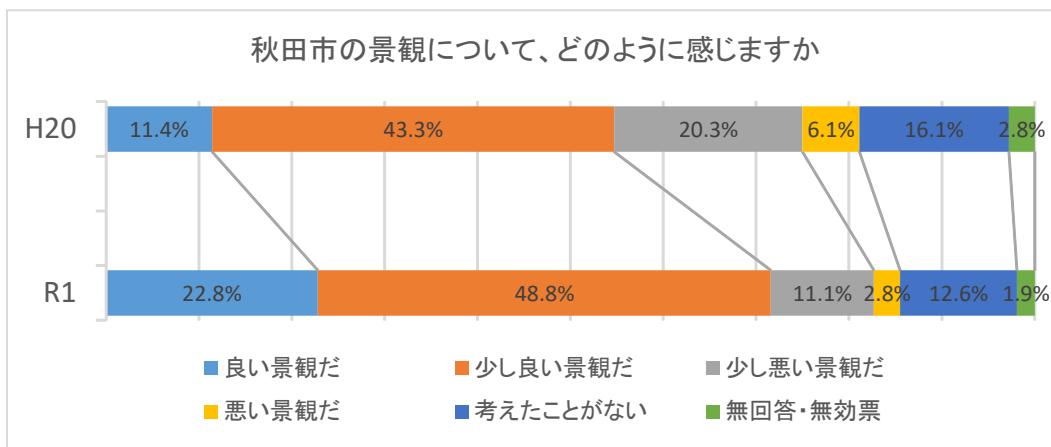
秋田市の景観への関心は、平成20年と同様に「関心がある」、「少し関心がある」と回答した割合が大きく、約8割の人が住まい周辺の景観に対して関心を持っています。しかし、その割合はやや減少していることがうかがえます。83.6%⇒78.8% (4.8%↓トト減)



② 良い景観と思うか

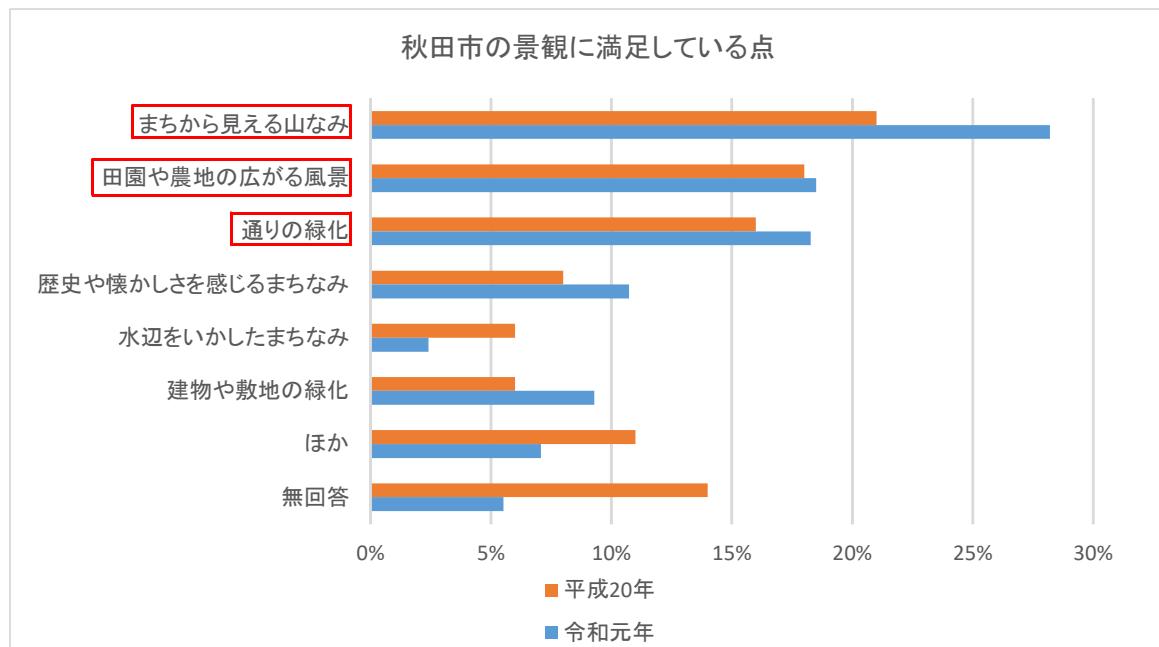
秋田市の景観について、平成20年から引き続き「少し良い景観だ」と回答した割合が最も大きく、「悪い景観だ」と回答した割合が最も小さくなっています。

また、「良い景観だ」と回答した割合が11.4%、「少し良い景観だ」と回答した割合は5.5%上昇しており、景観への意識（満足度）は良くなっていることがうかがえます。



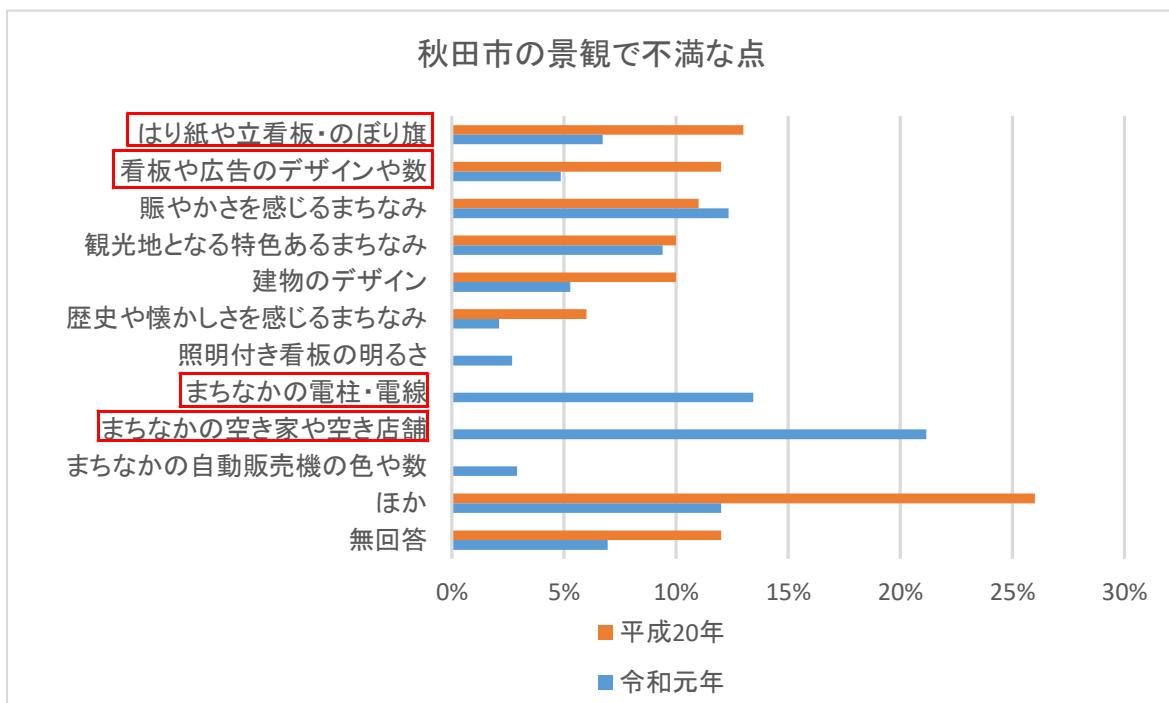
③ 景観で満足している点

「まちから見える山なみ」、「田園や農地の広がる風景」、「通りの緑化」を満足だと思う割合は、平成20年に引き続き大きく、自然景観についての満足度は高いことがうかがえます。



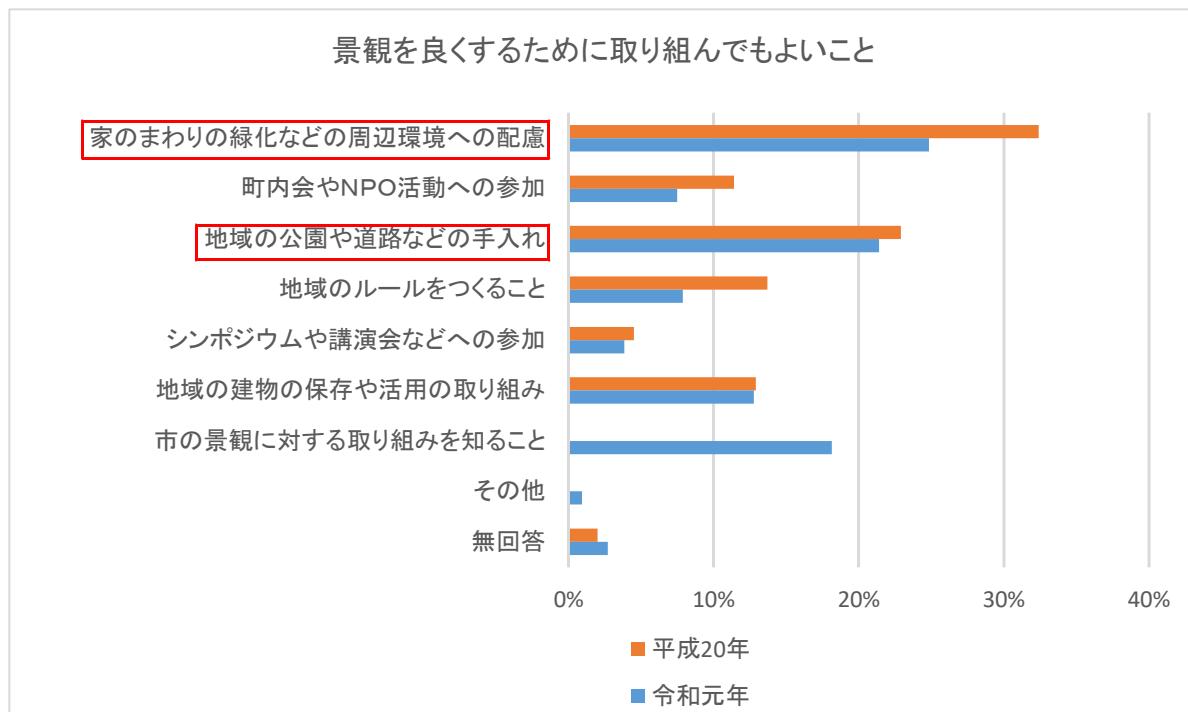
④ 景観で不満だと思う点

平成20年は「看板や広告のデザインや数」、「はり紙や立看板・のぼり旗の統一」が、令和元年は新たに調査項目に追加した「まちなかの電柱・電線」、「まちなかの空き家や空き店舗」を不満だと思う割合が多くなっています。



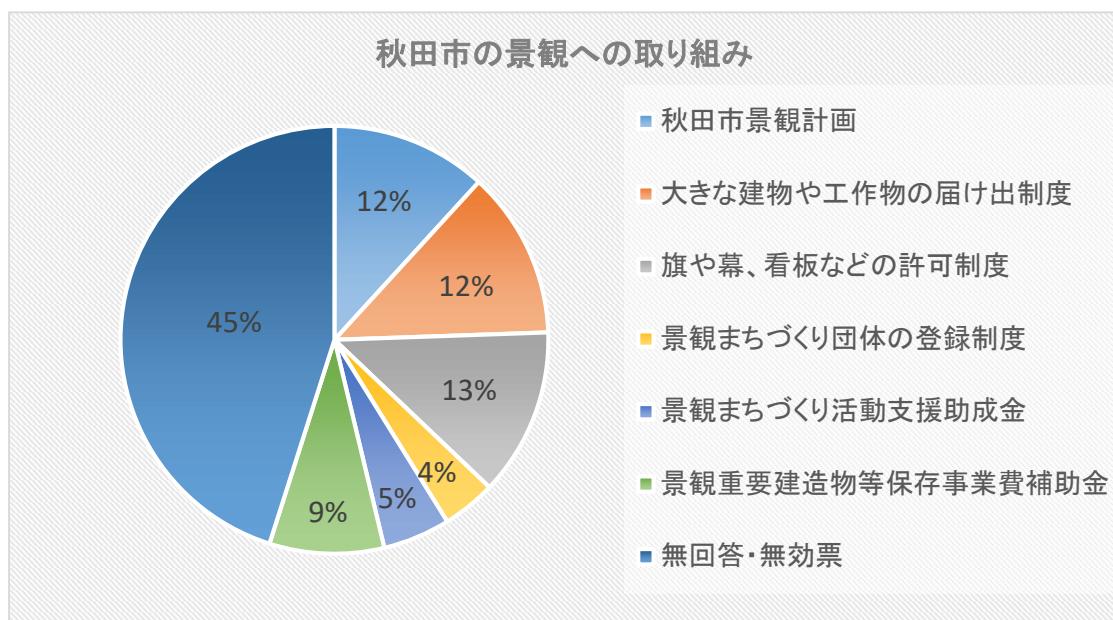
⑤ 景観を良くするため今後取り組んで良いこと

秋田市の景観をよくするために今後取り組んでもよいと思うこととして、平成20年に引き続き「家のまわりの緑化などの周辺環境への配慮」「地域の公園や道路などの手入れ」が上位を占めており、身近に感じる項目について取り組んでもよいと思う傾向にあります。



⑥ 景観の取り組みで知っているもの

秋田市の景観への取り組みとして認知度が高いものは、「旗や膜、看板などの許可制度」、「秋田市景観計画」、「大きな建物や工作物の届出制度」であるが、回答の約45%が無回答と多数を占めていることから、秋田市の景観施策に対する市民の認知度は低いことがうかがえる。



(3) 市民の景観まちづくりの展開

本市では、市民による地域の景観まちづくりが行われ、また、これからの展開が期待されます。本計画では、こういった動きを受け、市民の活動を推進するための環境づくりを行います。（第3編）

◆ 新屋表町通り

歴史的な建造物や湧水といった景観資源が存在する商店街である新屋表町通りでは、平成18年度から、地域住民や地域の大学である「秋田公立美術工芸短期大学」の教員等が中心となり、通りの景観向上等を目的とした取り組みが行われています。

- H18 地域の住民参加による景観まちづくりの連携活動として、景観まちづくりワークショップを行い、「新屋表町通り景観まちづくりガイドライン」をとりまとめました。



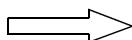
ワークショップの様子

- H19 地域関係者等により「新屋表町通り活性化推進委員会」が設立され、地域住民等に親しまれている景観資源である湧水を活用した広場「湧水広場」の整備計画策定、通りに面した空き店舗の利活用、通りに面した空き地の景観整備実験、地域にあるテレビ塔ライトアップによる地域シンボルの創出など、景観まちづくりの試みが展開されました。



空き地の景観整備実験（屋台場）

- H20 地域住民に親しまれている建築物を改修・整備し、景観まちづくり活動の拠点であり、美術工芸短期大学卒業生の活動の場や地域と大学との交流の場となることを目的とした「新屋参画屋」が運営されています。また、「湧水広場」の整備・運営や、活動団体「NPO 新屋参画屋」の設立といった取り組みが展開されています。



「新屋参画屋」の整備前後

- H22 新屋表町通り参加型景観まちづくり活動「参画ケイカン」と題し、6つのイベントを実施しました。NPO・住民・短大または地域以外の関係団体等の連携を図り、空き店舗の活用などにより、景観まちづくりのみならず、地域の活性化に繋げています。

- 1 新屋参画屋（町家の再生を考えるコンペ作品展示）
- 2 旧くすりのささき（ライトアップ活動の紹介）
- 3 旧稻荷（町家コンペの作品展示やz調査事業の展示）
- 4 ひろ建築工房（地域資源マップと新屋参画屋館員によるSDReview入選作品の展示）
- 5 JAあきた旧西支店ビル（Re:Lifeと題し、リユース・リサイクル・リノベーション提案）
- 6 渡邊幸四郎宅（若手アーティストのコラボレーション作品展示）

- H28 「景観まちづくり活動の担い手育成事業」と題し、ワークショップを通じて学びながら、まちづくりプレーヤーとしての能力を育む場の創生を目的とし、計11回開催しました。

このワークショップにより、秋田市新屋地区の地域住民や地元に立地する秋田公立美術大学の教員や学生との交流、地域外の人々と気軽に交流できる場の創出に繋がりました。

また、木造の妻入り古建築が数多く残る新屋表町通りのまちなみ保全や活用により、住民や地域外の人々が生き生きと楽しく活動できる生活空間の創出と、空き店舗等の活用などにより、新屋地区のにぎわい再生の実現に前進しました。



まちあるきの様子



ワークショップの様子

- H29 「景観まちづくり活動の担い手育成事業」と題し、まちづくりワークショップに精通したファシリテーターを招聘しました。まちづくりの課題ごとに活動チームを作り、参加者に広く議論・問い合わせながら、まちづくりプレイヤーのあり方やまちづくりの実践について学び、計11回開催しました。

対話の仕方や情報共有と公開など、サークル活動とは異なる知識やノウハウについてワークショッププログラムを通じて学びました。



ワークショップの様子

◆ 草生津川流域での取り組み

草生津川水辺環境づくりの一環として、平成16年に地域の子供達が短い区間にコスモスを咲かせたのが始まり。以降、趣旨に賛同する地域住民や市民の参加が増え、距離の延伸したことから、平成17年に地域の町内会、子ども会、ボランティアなどと「草生津川コスモスロード実行委員会」を結成し、地域や市民の環境活動を発展させることを目的に組織的な活動が行われています。

H23

草生津川流域の景観まちづくり活動「コスモスマつり」と題し、多くの市民が魅力ある水辺環境に触れるとともに互いに交流することを通じて、市民協働による景観形成や活力ある地域づくり活動への関心・認識が深まる目的として、ウォーキングツアー等のイベントが開催されました。

(参考)



H23 イベントの様子



H24 イベントの様子



H25 イベントの様子

◆ 秋田杉をいかした街並みづくり

秋田駅周辺では、秋田杉という地域資源をいかしたまちの魅力づくりの取り組みとして、産学官連携による秋田駅西口の駅前広場バス乗り場の修景や、他の市民団体などのイベントを通じて秋田杉ベンチやプランターの設置などが行われています。



秋田駅西口駅前広場バス乗り場

◆ 千秋公園活性化協議会

本市の主要な景観資源であり、また歴史的・観光的にも重要な千秋公園やその周辺について、魅力を最大限引き出すことにより、旧城下町地域のにぎわいの再生、千秋公園およびその周辺における良好な景観の形成、来訪者の安全安心の確保などを図るため、千秋公園を拠点として活動する市民グループ、周辺商店街などの団体、市、県などにより、平成19年に千秋公園活性化協議会が設立され、イベント等様々な取り組みが展開されました。



イベント「思ひ出の千秋公園を語る会」の様子

◆ 千秋公園の蓮を活かした取り組み

NPO秋田千秋はすの会が中心となり、千秋公園の蓮の美しさを地域の財産ととらえ、写真撮影、自然散策、象鼻杯の体験を行い、中心市街地にある千秋公園の美しい景観を感じ、体感するイベント等が行われています。



◆ 新城川流域での取り組み

新城川水辺環境づくりの一環として、地域の4つの町内会（飯島穀丁・駅前・松園・堀川）からなる新城川桜植樹会により植樹、管理を行い、平成28年に「新城川さくら小道（ロード）」と命名。

毎年、桜の開花に合わせて新城川さくらまつりを開催しています。

また、イルミネーションや絵灯籠等も実施しています。



◆ 河辺鵜養地区

同地区は、農村の原風景とともに、その背後に風光明媚な渓谷があるなど景観資源が豊富な場所です。平成20年10月に、地区住民と農林水産省の「農村景観応援団」との意見交換会が開催され、活発な意見交換がされました。



鵜養地区

◆ 自治会等による景観への取り組み

雄和地域の女米木地区や銅屋地区などでの景観マップづくりや、西部地域の勝平地区などでの景観写真など、景観に意欲的な取り組みが見られます。

（平成19年度の景観ミーティングの開催により本市が把握した取り組みを明記しています。）



女米木地区の景観マップ

2 景観計画および景観条例の位置付け

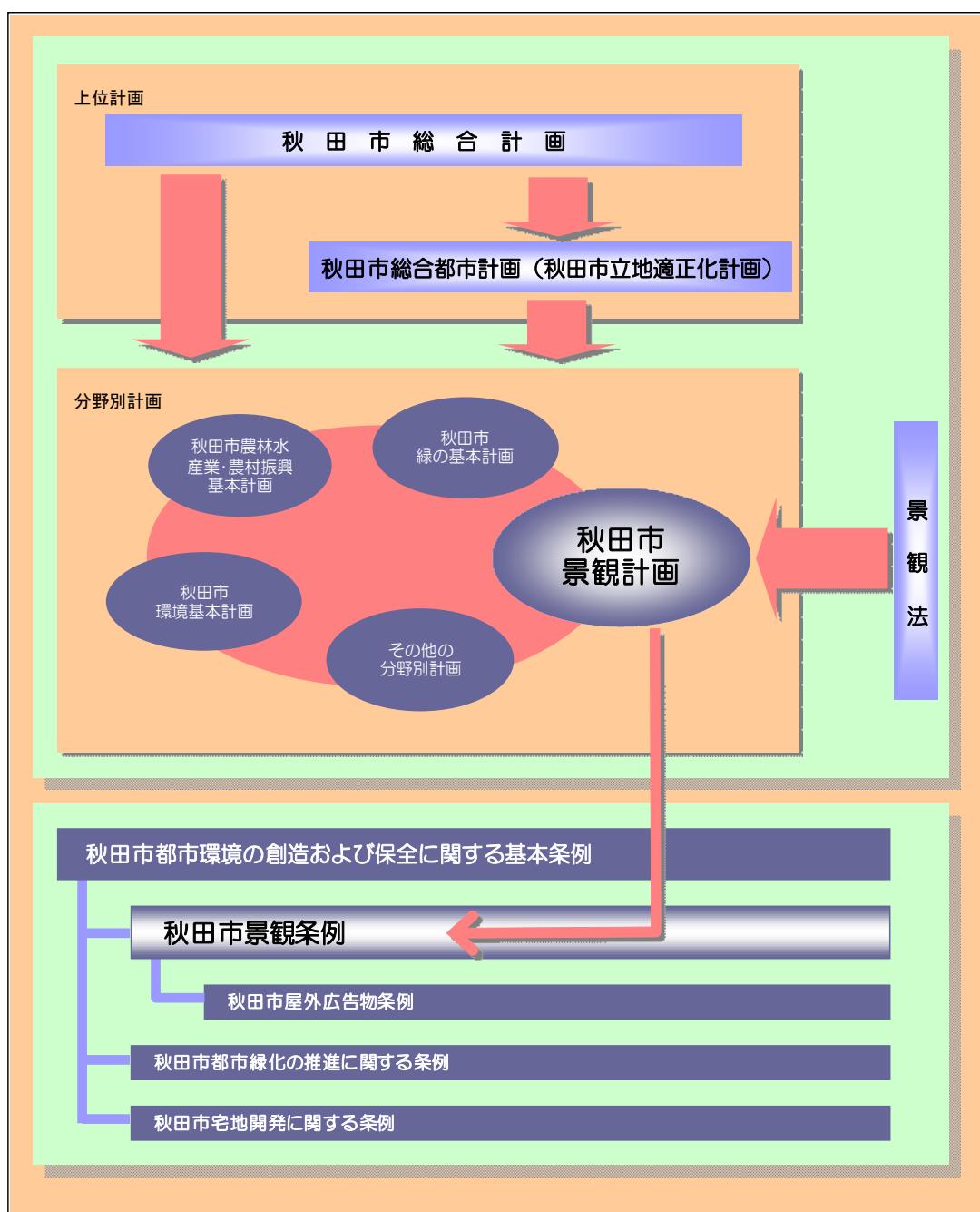
(1) 位置付け

秋田市景観計画（以下、「本計画」という。）は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である秋田市が策定する「良好な景観の形成に関する計画」であり、本市の景観づくりの目標や基本方針等を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、上位計画である秋田市総合計画および秋田市総合都市計画に適合させるとともに、秋田市緑の基本計画、秋田市環境基本計画等の他の分野別計画との整合を図っています。

また、「秋田市景観条例」は、「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」の下で都市環境施策の一翼を担いつつ、本計画の施行条例として運用することとします。

秋田市景観計画の位置付けイメージ図



景観行政団体：景観行政を担う主体で、政令市、中核市、都道府県や一定の手続を経た市町村

① 上位計画等関連計画の整理

秋田市景観計画に関連する上位計画等について、概要を示します。

名 称	第14次秋田市総合計画（基本構想）
策定主体 (策定年次)	秋田市 (令和3年3月)
目標年次	令和7年度（2025年）
基本理念等	ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし ～元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて～
景観に関する基本方針 または関連施策	【都市将来像2】 緑あふれる環境を備えた快適なまち 豊富な自然や受け継がれてきた歴史と良好な景観資源の保全など、地域の特性をいかした新たな「秋田らしさ」の創造に向け、市民、事業者および行政が一体となって魅力あふれる景観づくりに取り組み、うるおいとやすらぎを得られる景観形成を目指します。

名 称	第7次秋田市総合都市計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (令和3年6月)
目標年次	令和22年（2040年）
基本理念等	暮らしの豊かさを次世代につむぐ持続可能な活力ある都市 ～「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくり～
景観に関する基本方針 または関連施策	【全体構想】 ○景観形成の方針 (1) 秋田市のイメージを形成する景観づくり (2) 活気ある都市景観の形成 (3) 自然と田園をいかした景観形成 (4) 安全性にも寄与する景観づくり (5) 歴史・文化をいかした景観形成

名 称	秋田市緑の基本計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (平成31年3月)
目標年次	令和22年(2040年)
基本理念等	「みんなでまもるみどり」、「みんなでつくるみどり」、 「みんなでそだてるみどり」、「みんなでいかすみどり」
景観に関わる基本方針 または関連施策	<p>【みんなでまもるみどり】</p> <p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、農地など、自然の緑を保全します ・公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます <p>【みんなでつくるみどり】</p> <p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の拠点づくりを進めます ・水と緑のネットワークづくりを進めます ・緑豊かな生活環境づくりを進めます <p>【みんなでそだてるみどり】</p> <p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のパートナーづくりを進めます ・緑への”気づき”づくりを進めます <p>【みんなでいかすみどり】</p> <p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県都秋田にふさわしい”顔”づくりを進めます ・多様なニーズに対応した都市公園の活用を進めます ・緑と親しめる場の創出を進めます

(2) 景観法の概要

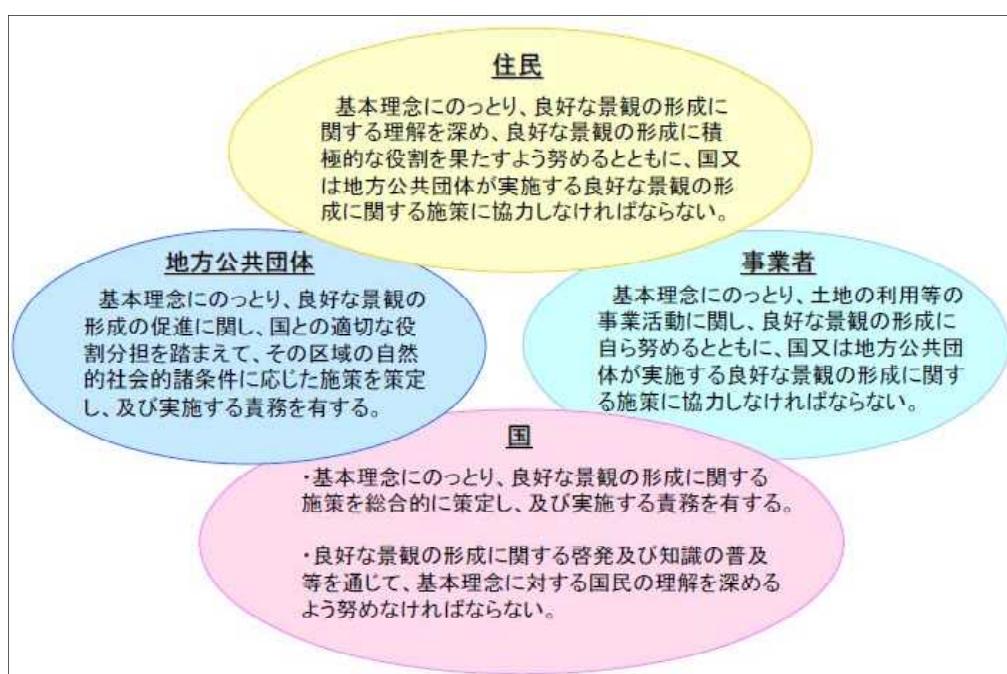
景観法は、平成16年12月17日に施行、平成17年6月1日に全面施行された日本で初めての景観についての総合的な法律です。

① 景観法の特徴

- 基本理念等基本法の性格と景観計画、景観整備機構等具体的な規制や支援措置が定められていること。
- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としていること。
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができること。
- 景観計画区域の変更命令等いざというときに強制力を発揮できる措置を付与していること。
- 景観計画区域の策定の提案等NPOや住民の参加がしやすいように措置していること。
- 景観地区等において建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度が創設されたこと。
- 景観協議会、景観協定等ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けていること。
- 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が併せて講じられていること。

(資料：「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

② 景観法で定められている責務



(資料：「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

③ 景観法における制度等

景観法の主な制度の一覧



(資料：国土交通省 景観法アドバイザリーブック)

1) 制度活用のイメージ（地域景観）



(資料：国土交通省 景観法アドバイザリーブック)

2) 制度活用のイメージ（まちなみ景観）

景観法の制度活用のイメージ：まちなみ景観



(資料：国土交通省 景観法アドバイザリーブック)

④ 景観法の対象地域のイメージ

景観計画区域の設定：基本的事項

景観計画の区域は、都市計画区域外も含み、目的に応じて柔軟に設定できます。行政区域全域を景観計画の区域とすることも、一部のみを区域とすることもできます。区域内を景観特性により区分したり、より詳細な景観形成を行う区域を定めるなどして、それぞれに景観形成基準を定めることもできます。ただし、区域は重複しないように定めなければなりません。



景観法の制度の多くは、景観計画区域内でのみ活用できます。

景観計画区域以外でも活用できる景観法の制度

- ・景観地区
- ・地区計画形態意匠制限
- ・景観整備機構

(資料：国土交通省 景観法アドバイザリーブック)

⑤ 景観計画の概要

景観計画 景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- 届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能
- **棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備**
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好的な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能
また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針
- 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書
土地に権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面
(※原則として縮尺2,500分の1程度)

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外広告物、公共施設、農地、森林、自然公園等の様々な事物が横断的にかかわってなされるもの

良好的な景観の形成の推進のためには、これらの全てを景観計画において一体的に位置付け、調和のとれた推進を図ることが有効

(資料:「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

⑥ 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項の概要

届出対象行為 景観形成基準

具体的な届出対象について、景観行政団体が必要に応じて追加して選択することも、適用除外を設けることも可能

【必須届出対象行為】

- 一 建築物の建築等
- 二 工作物の建設等
- 三 開発行為

法第16条第7項第11号の条例により、適用除外が可能

【選択可能な届出対象行為】

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明
- 七 火入れ

条例に位置づける際に、対象を絞ることが可能

それぞれの届出対象行為ごとに行きの制限(景観形成基準)を定める

【次に掲げる制限のうち必要なものを選択】

- ・建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ・建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ・壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ・その他法第16条第1項の届出をする行為ごとの良好な景観の形成のための制限

「敷地の緑化」など地域の特性に応じた工夫も可能

景観計画区域を区分して定めることも、行為の規模や類型ごとに異なる基準とすることも可能

【制限を定める場合の基準】(抄)
・建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるよう定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。

例えば、通常、人が利用できなくなるような建築物の形態を定めたり、工作物の機能を発揮できない形態を定めることにより結果的に工作物の建設ができなくなる等の過度の制限

(資料:「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

3 用語の定義

(1) 「景観」とは

- 景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。
- 良好的な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。
- 身の回りの景観の良さは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
- 美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

(2) 「景観まちづくり」とは

- 自分たちの街の景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みが行われています。それが景観まちづくりです。
- 景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに現代的で美しく魅力的な景観をつくりだすこともあります。
- 清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。



(資料：「景観法の概要」 平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

4 景観計画の構成

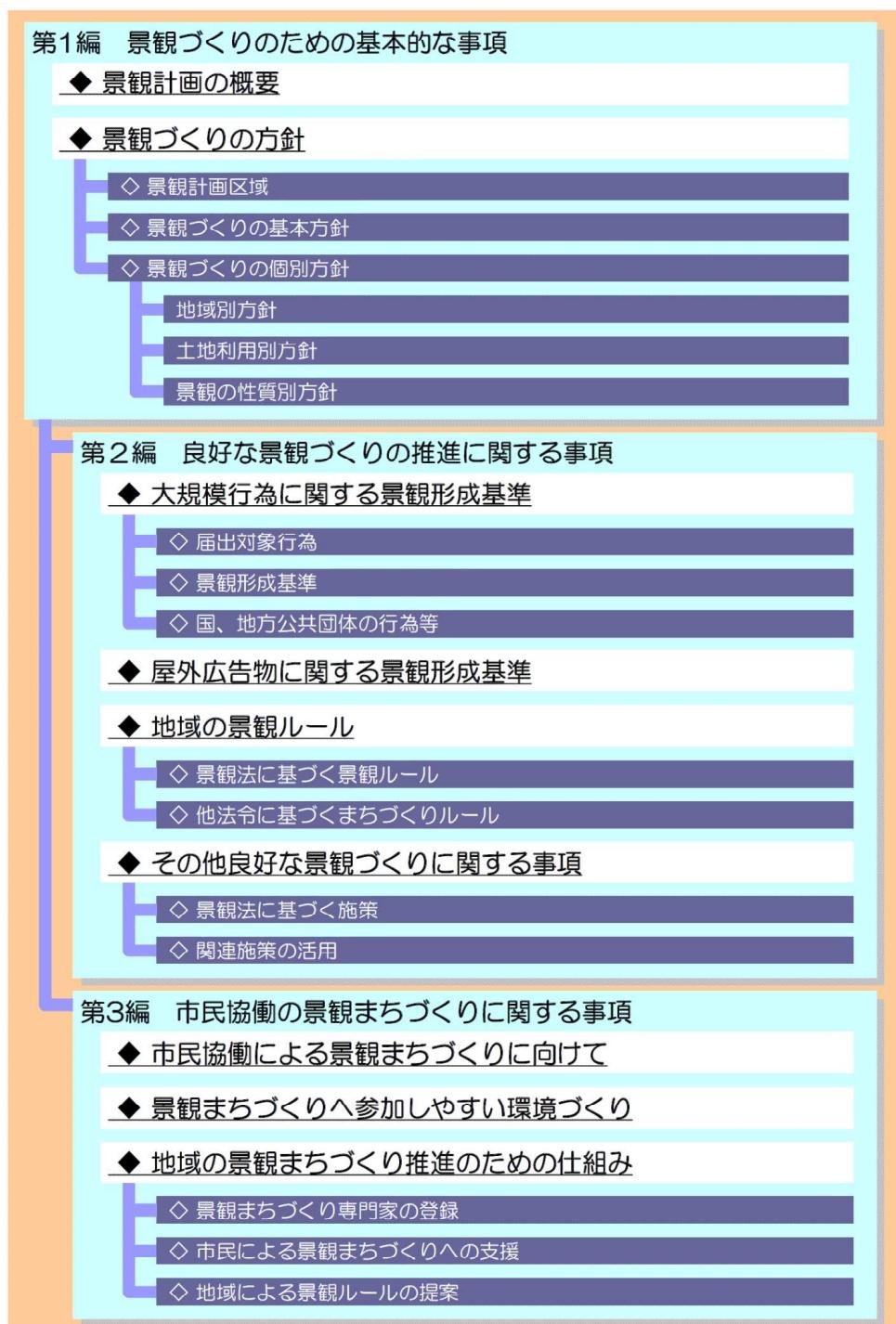
本計画は3編で構成します。

第1編は、景観計画の目的など基本的な事項や基本方針などを定めます。

第2編は、現在の景観の水準を維持するため、大規模建築等の行為を緩やかに規制誘導する届出制度について定めます。また、景観法に基づく制度の活用を視野に入れ、諸制度を計画で位置付けます。

第3編は、本市が進めている「市民協働・都市内地域分権」の考え方に基づき、今後、景観計画を一層充実し、景観まちづくりを推進するため、登録・支援制度や提案制度を定め、協働の仕組みを整えます。

秋田市景観計画の構成図



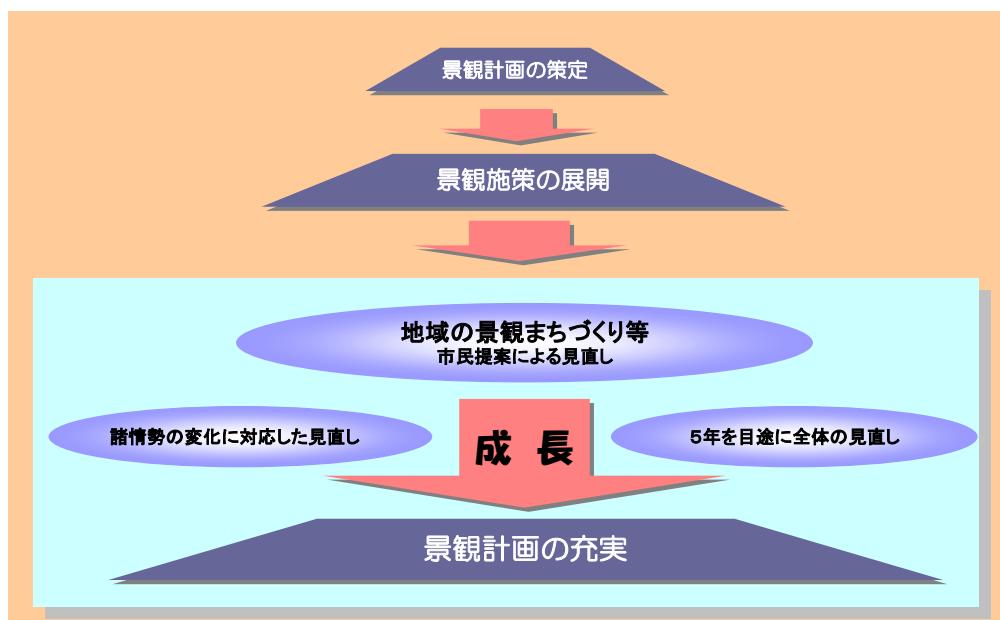
5 景観計画の特徴

(1) 成長型の計画

本市の景観づくりは、住民自治の理念に基づき、市民の積極的な参加により進めていくこととしています。そこで、本計画は、これまでの施策を継承しつつ、市民の活動を通じた提案を受けることにより、計画内容を徐々に充実させていく成長型の計画として策定しました。

計画内容の充実のため、今後、第3編で定める市民協働の仕組みを通じ、市民協働による景観まちづくりを推進し、提案を積極的に促します。こうして得られた提案に基づき随時計画を見直し、景観法に基づく各種制度等を活用した多様な内容の計画へと成長させるとともに、5年を目途に見直しを図り、市民の景観への意欲の高まりや、本市を取り巻く諸情勢や環境の変化などに対応していきます。

秋田市景観計画の成長イメージ図



(2) 市民協働の景観まちづくりのための仕組みの拡充

景観まちづくりに市民がより積極的に参加できるよう、多様な仕組みを設けました。

また、市民の登録や、活動へ支援の仕組みを設け、地域の積極的な景観まちづくりを推進します。
(第3編)

(3) 地域別の景観づくりの方針等の導入

地域の実情や景観資源に配慮したきめ細かい景観づくりを図るために、地域別の方針・基準を設けました。(第1編第2章)

(4) 「秋田市都市景観形成に関する基本方針」の継承

本市ではこれまで「秋田市都市景観条例」による「秋田市都市景観形成に関する基本方針」に基づき、景観づくりを進めてきました。この基本方針における考え方や方針、基準などを計画に継承しつつ、基準の明確化等、今後の施策に適した形としました。

秋田市景観計画による景観づくりの展開イメージ図



第2章 景観づくりの方針

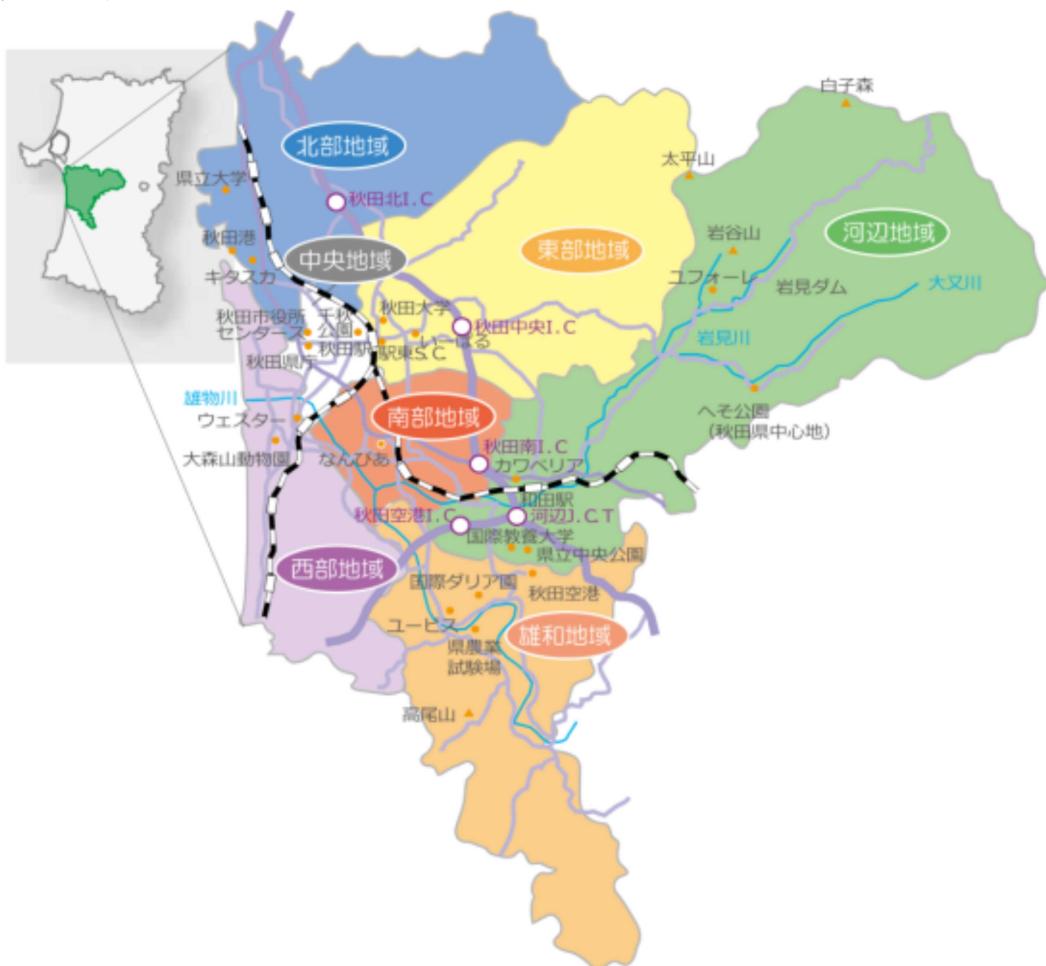
1 景観計画区域

秋田市は、平成17年1月11日に旧河辺町、旧雄和町と合併し、新秋田市として生まれ変わりました。現在の906.07km²（平成29年4月1日現在）に及ぶ広大な市域では、自然や人の手によってつくりだされた様々な景観が展開されています。今後、これらを活用・保全し、より良い景観づくりを推進する必要があります。

また、景観法に位置付けられている制度の多くは、景観計画区域内で活用することができ、今後、本市の様々な地域で景観づくりが展開され、それらの制度が活用できる状況が求められます。

以上のこと考慮して、秋田市全域を景観計画区域とします。

景観計画区域



(資料：「秋田市の都市計画2017」 平成29年11月 秋田市都市整備部都市計画課)

景観計画区域：景観計画の対象となる区域で、現在の良好な景観を保全する必要がある区域や、今後、良好な景観を形成する必要がある区域、また、景観の悪化を防ぐ必要がある区域などを設定することができる。

2 景観づくりの基本方針

本市では、以下の3つの基本方針に従い、地域の景観づくりに取り組みます。

この3つの基本方針は、秋田市都市景観条例に基づく「秋田市都市景観形成に関する基本方針」の考え方を継承しています。

(1) 市民協働による景観づくり

市民の主体的、継続的な取り組みによって育まれた「優れた景観」は、市民の共有財産として、地域への一体感や愛着や誇りなどを醸成します。これを推進するため、市民協働による景観づくりに努めます。

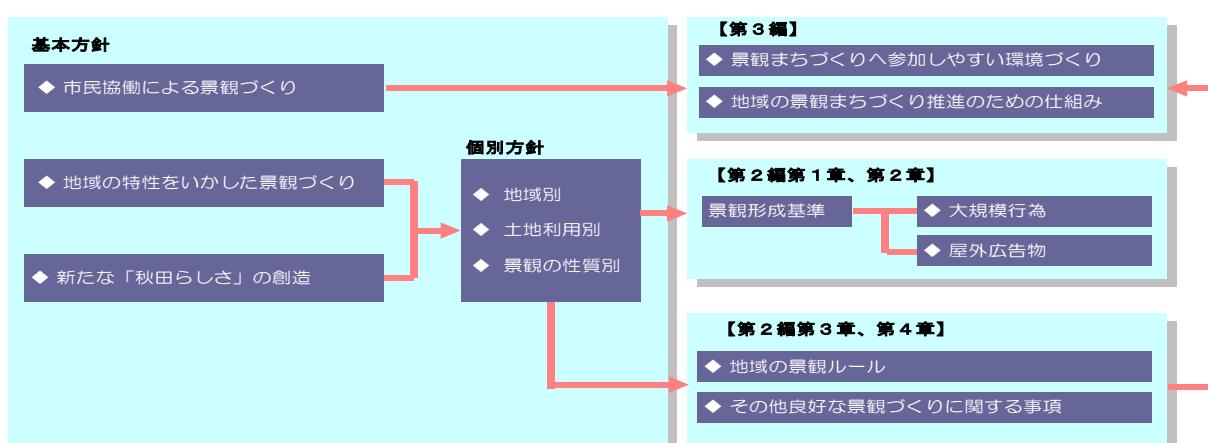
(2) 地域の特性をいかした景観づくり

歴史、文化、伝統や、それらによって培われてきた人々の営みや習慣、また、豊富な自然など、長い年月の間親しまれ、受け継がれてきた地域の特性に配慮し、地域らしさを育て、次世代に継承する景観づくりに努めます。

(3) 新たな「秋田らしさ」の創造

市民一人ひとりが自ら創意工夫することで生まれる新しい発想により、県都にふさわしい風格と魅力のある景観づくりに努め、新たな「秋田らしさ」の創造をめざします。

景観づくりの目標と3つの基本方針のつながり、それらに基づき景観づくりを進めるための具体的な方策とのつながりは、下図のとおりです。



3 景観づくりの個別方針

(1) 景観の視点

本市では、「景観」を「視覚に映る眺め」と「それによってたらされる人々の印象や感じられる雰囲気」を総合したものであると捉えます。

「視覚に映る眺め」は、海、山、川など都市をとりまく自然的要素と建築物、道路、都市で活動する人々や車などの社会的要素の景観要素により分けられます。

「眺めによってたらされる人々の印象や感じられる雰囲気」は、緑、水辺、歴史などの眺めの対象に属する性質によって分けられます。

また、ある一定の場所の景観を捉えようとする場合、その場所での景観要素の分布と配置が景観を決定づける主な要因となり、その場所の地理的な位置・条件や土地利用の規律・制約に深く関わっています。

そこで、本計画では、「地域別」、「土地利用別」、「景観の性質別」の3つの視点から景観づくりの方針を定めます。

景観要素

住宅、農地、商業、工業、公園、街路、道路、橋、寺社、その他施設	社会的景観要素
海、山林、原野、河川	自然的景観要素

地域

中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和

土地利用

住居系 (用途地域が「○○住居専用地域」) 商業系 (" 「近隣商業地域」「商業地域」) 工業系 (" 「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」) 公園 (都市施設の「公園」「緑地」「墓園」) 集落 (市街化調整区域または都市計画区域外で、人が集まり住んでいる地域) 農耕地 (" 田園等の農地である地域)	社会的土地利用
山林 (市街化調整区域又は都市計画区域外で、土地利用されていない地域)	自然的土地利用

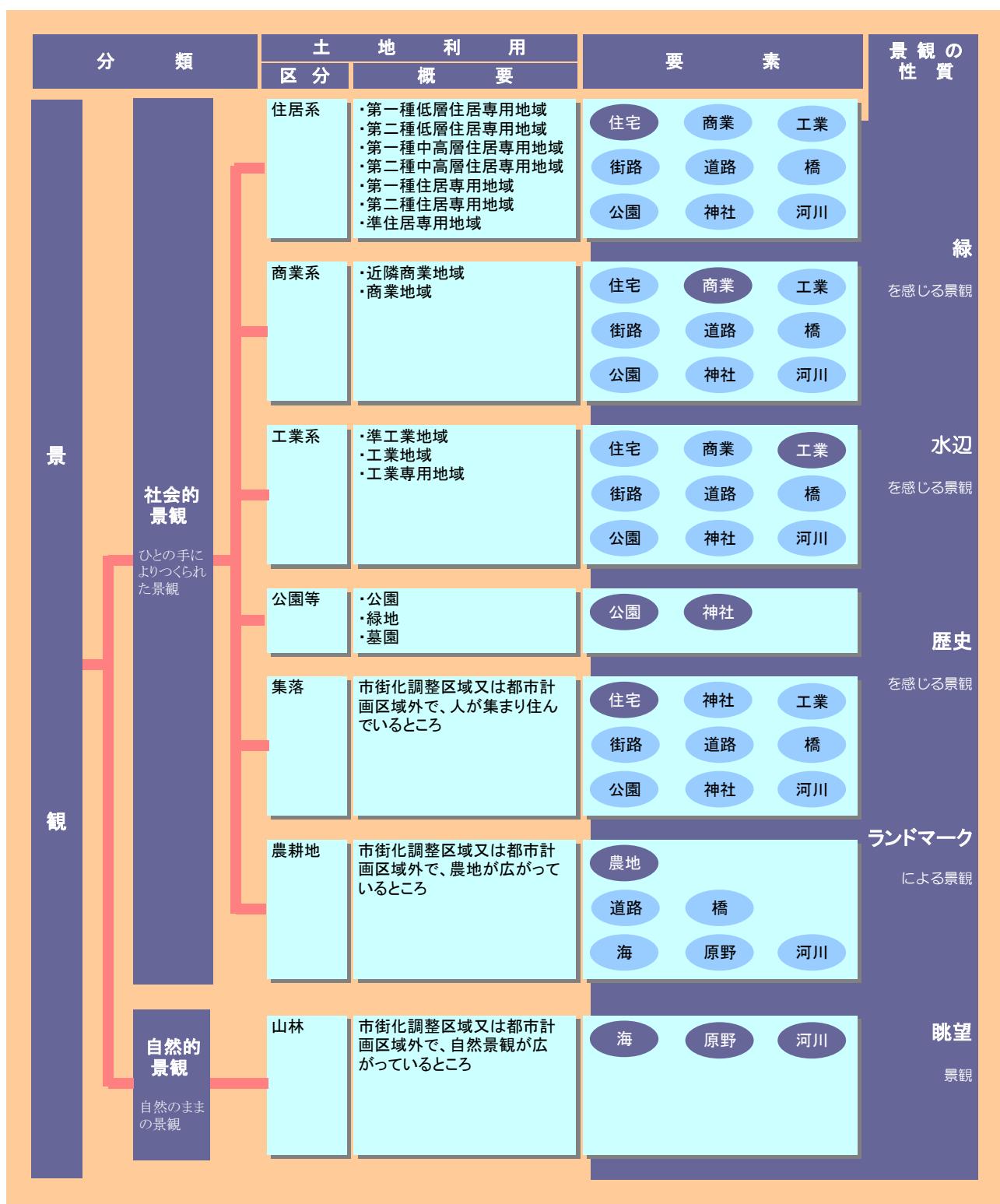
景観の性質

緑、水辺、拠点、歴史、眺望	社会的・自然的両方
---------------	-----------

- 本計画では、便宜上、人の手によるものを「社会的」、人の手によらない自然のままのものを「自然的」と分類・区別しています。

景観：「景」とは、海、山、川、街並み、人、車など、眺められるあらゆる対象。「観」とは、これらを人が眺める行為。よって「景観」は、眺められる対象と眺める人との相互関係によって成り立つことから、視覚に映る眺めを意味するだけではなく、それによってたらされる人々の印象や感じられる雰囲気をも表す言葉。
都市景観：海、山、川など都市をとりまく自然的要素と、建築物、道路、都市で活動する人々や車などの社会的因素が視覚に映る風景を主体として、歴史、文化、伝統やそれらによってたらされる印象や雰囲気をも反映した総合的な「見える環境」を表す言葉。「都市景観」は都市環境を構成する重要な要素であり、「優れた都市景観」は私たち市民の共有財産。

景観分類のイメージ図



(2) 地域別方針

市域を概観すると、それぞれの地域では人びとの多様な社会活動を通じて形成されたまちなみや固有の景観資源などにより、特色のある景観を形作っています。ここでは、地域の景観の違いに着目し、中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7つの地域に分け、それぞれの地域の現状を明らかにするとともに、景観づくりの方針を定めます。

7地域の区割り図



○ 中央地域

1 中央地域の景観資源



2 中央地域における景観づくりの方針

① 全体方針

中央地域は、行政、経済、産業などの各種機能が集積し、本市の都市機能の中核をなす多様な景観を有する地域です。

社会的景観として、歴史・緑の要素を含む商業空間や街路空間が景観資源として多く、これらをいかし、また、旭川が流れる旧城下町の特性をいかした景観づくりを目指します。特に「緑の基本計画（平成31年3月改定）」で緑化重点地区に指定されている「秋田駅周辺地区」等については、本市の顔を形成し、かつ商業・業務ビルや共同住宅等の大規模建築物等による景観の変化の大きい地区であることから、緑の保全や都市緑化の推進、適切な大規模建築の誘導、良好な居住環境の整備等により、魅力的な空間づくりを図ります。

自然的景観として、太平山を望む眺望景観があり、これらの眺望点の保全を目指します。

② 中央地域の特性への配慮

◆ 秋田駅西口周辺

県都の玄関口であり、秋田市の顔を意識した建物ファサードや看板のデザイン等により、魅力ある景観形成を図ります。また、沿道の緑化等によるうるおいのある景観や、安全で雰囲気ある夜間景観の創出を図ります。



建物のファサード、スカイライン、外壁の色彩や、看板のデザインなど、にぎやかさを演出しているものの、景観を阻害する要因にもなっているため、景観への配慮が必要です。また、県都の玄関口にふさわしい、秋田らしさの創出のため、秋田杉の活用などによる工夫が必要です。

◆ 千秋公園周辺

公園の緑地や水辺をいかした景観の形成を図るとともに、商業・教育施設等が立地するお堀周辺では、公園との連続性に配慮した景観の形成を図ります。



久保田城跡である千秋公園は、市街地に貴重な緑や花と水辺の空間を提供している美しい公園として市民に親しまれ利用されています。また、本市の代表的な観光資源にもなっています。

◆ 川反周辺

旭川をいかした水辺景観の形成を図ります。



旭川やケヤキの大木などがうるおいや安らぎを与えていますが、これらと一体となつた景観づくりが十分でないところも見られます。市街地の貴重な水辺景観であり、川などをいかした景観づくりが必要です。

◆ 寺町周辺

境内の緑と落ち着いた雰囲気を持つ景観の形成を図ります。



境内の豊かな樹木の緑の空間が、落ち着きのある歴史的な雰囲気を醸し出しています。

◆ 歴史的建造物等

歴史的建造物等の保存や活用に努め、歴史的な雰囲気を継承した景観の形成を図ります。



赤れんが館や旧金子家住宅等の歴史的建造物がまちなかに落ち着きのある雰囲気を与えています。

◆ 太平山への眺望

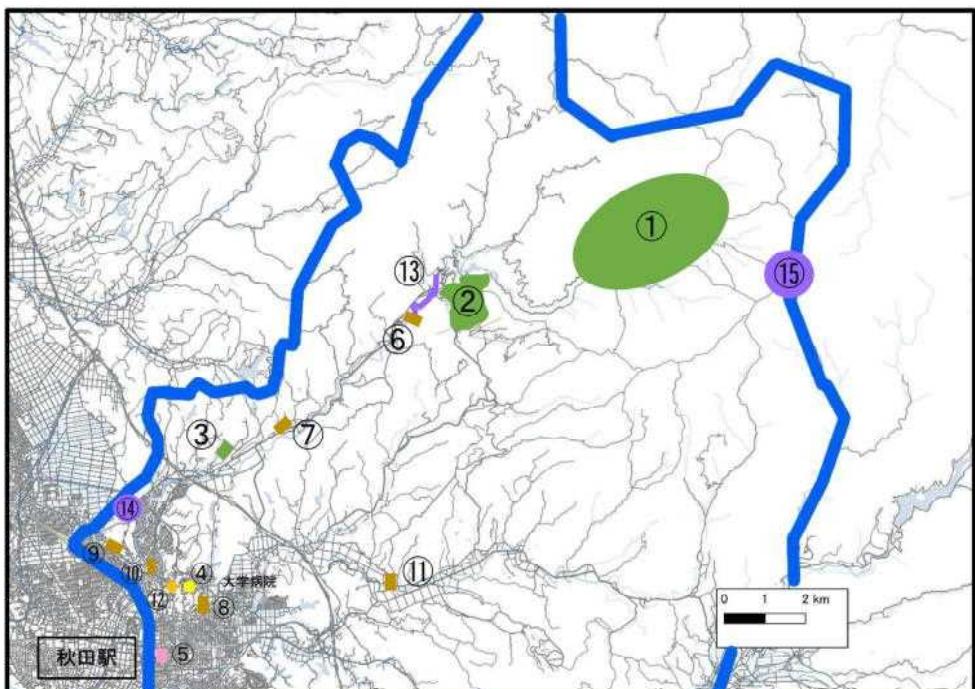
太平山への眺望に配慮した景観づくりを進めます。



千秋公園や旭川など太平山を望むことのできる点が存在します。

○ 東部地域

1 東部地域の景観資源



①仁別国民の森	②太平山リゾート公園	③聖体奉仕会マリア庭園	④県営住宅手形山1号	
太平山西麓の美しい保護林。旭川沿いの道を遊ると、太平山登山口の柵又にたどり着く。	豊かな自然の中に、温水浴施設、スキー場、植物園、学習センターなどを備える。	草原を杉林が縁取る。聖書の物語を辿りながら散策できる仕掛けがある。	木の温もりを感じさせ、植栽された樹木と共に周辺の環境と調和した集合住宅。	
⑤秋田駅東口周辺	⑥藤倉水源地水道施設	⑦補陀寺	⑧太平山三吉神社	
アルヴェとNHKがシンボル的な建物となっている。	歴史を感じさせる古い越流式重力式コンクリート造りのダム。(全国初の近代化遺産)	山間地の杉林の中に静かなたたずまいを見せる、秋田最古の曹洞宗禅寺。	市街地に面した手形山風致地区南東部外縁にある、凛とした神聖な景観。	
⑨天徳寺	⑩如斯亭庭園	⑪嵯峨家住宅	⑫鉱業博物館	
市街地外縁部に位置する歴史的景観。旧秋田藩主・佐竹家代々の菩提寺となっている。	旭川に隣接する市街地内に位置する名園。ツツジやモミジが美しい。(国指定名勝)	集落の中に入り、江戸末期の歴史的景観を残す古民家建築。(国指定重要文化財)	円柱と直方体を組み合わせた特徴的な現代建築。春には桜のトンネルが見事。	
⑬仁別渓谷	⑭天徳寺山墓地公園	⑮太平山	景観要素の分類	
杉、ブナの原生林がある良好な自然環境。カモシカも生息する。	丘陵地にある公園。中央広場の和平塔は、市内各所からシンボル的に眺められる。	天然の杉とブナに覆われ、四季折々の美しい山容を市内各所から眺められる。	<ul style="list-style-type: none"> 自然的景観 住宅地景観 業務地景観 歴史的景観 拠点景観 跳望景観 	

2 東部地域における景観づくりの方針

① 全体方針

東部地域は、近年の秋田駅東地区の都市基盤整備などとともに急速な市街化により、景観も大きく変化している地域です。社会的景観では、アルヴェなどランドマークとなる現代的な施設などがあります。また、緑の景観となる景観資源も多く、今後はランドマークとなる施設等の緑化に配慮した景観づくりを目指します。特に「緑の基本計画（平成31年3月改定）」で緑化重点地区に指定されている「秋田駅周辺地区」については、本市の顔を形成し、かつ商業・業務ビルや共同住宅等の大規模建築物等による景観の変化の大きい地区であることから、緑の保全や都市緑化の推進、適切な大規模建築の誘導、良好な居住環境の整備等により、魅力的な空間づくりを図ります。

自然的景観では、太平山をはじめとする山林による雄大な景観が展開し、太平山への眺望点も豊富であり、これらの保全を目指します。

② 東部地域の特性への配慮

◆ 太平山への眺望

太平山への眺望に配慮した景観づくりを進めます。

秋田駅東口や天徳寺山墓地公園など、地域の多くの場所で太平山を見ることができます。



◆ 秋田駅東口周辺の商業地

県都の新たな玄関口であり、秋田市の顔を意識した建物ファサード等により、魅力ある景観形成を図ります。



秋田駅東地区の都市基盤整備などにより、新たな商業地景観形成が進んでいます。県都の玄関口にふさわしい、風格と魅力ある景観を形成していくことが必要です。

◆ 幹線道路沿い

市街地での沿道の店舗は、駐車場を含めた施設周辺の緑化に努め、全体として統一感ある商業地景観づくりに努めます。

田園・山林等に面する区域では、野立広告板等の乱立による景観の悪化を抑止します。



秋田駅東中央線や横山金足線等は、市街地では沿道型商業施設が立ち並び、シンボルロードにふさわしい景観の形成が望されます。田園・山林等に面する区域では、野立広告板等による景観の阻害が見受けられ、景観を阻害しないよう配慮が必要です。

◆ 歴史的建造物周辺

建造物等の維持・保全と、その周辺住民の理解と配慮により、その雰囲気の継承に努めます。



佐竹氏の菩提寺・天徳寺、初代藩主の父義重の菩提寺・闡信寺、藩主の御休所・如斯亭庭園など、由緒ある史跡やお寺が点在しています。

◆ 市街地と太平山の間に広がる丘陵

丘陵を構成する樹林の保全・継承により市街地へ緑景観の潤いを与え、田園景観と一帯となつた雄大な景観づくりに努めます。



市街地と太平山の間に丘陵が広がり、市街地へ緑景観の潤いを与えるとともに、田園景観と一体となつた雄大な景観を形成しています。

○ 西部地域

1 西部地域の景観資源



①浜田森林公园



様々な種類の樹木が栽培され、美しい森が形成されている。

②三角沼



かつて幾度となく氾濫した旧雄物川の川筋の名残を留める水辺景観。

③大川端帯状近隣公園



製紙工場の排水がせせらぎに生まれ変わり、住宅地を横切る公園を形成している。

④大川散歩道



沿道の木々が、住宅街の家並みに四季折々の彩りを添えている。

⑤新屋表町通り



町家や酒蔵、湧水に彩られた、歴史情緒が漂う通りである。

⑥日吉神社



新屋表町通りの南端にある。背の高い木々と鳥居が凛とした雰囲気を醸し出している。

⑦栗田神社



松林の中に鳥居と社殿が鎮座し、道行く人々にやすらぎの風景をもたらしている。

⑧秋田公立美術大学



緑の土壁と現代建築のコンクリートや金属が好対照をなし、独特の景観となっている。

⑨雄物川河口



広がる空と水面、太平山、男鹿半島、島海山まで見渡せる雄大な風景。夕焼けが美しい。

⑩大森山



頂上の展望台から市街地が一望できる。雨上がりの虹が見事。

⑪下浜サンセットロード



国道7号下浜道路の開通に合わせて命名。男鹿半島、海岸線、夕日と素晴らしい景観が眺められる。

景観要素の分類

- 自然的景観
- 住宅地景観
- 業務地景観
- 歴史的景観
- 据点景観
- 眺望景観

2 西部地域における景観づくりの方針

① 全体方針

西部地域は、良好な住宅地とこれに隣接した商業地や工業団地といった多様な社会的景観を抱え、山林をはじめとする豊かな自然的景観を有した地域です。社会的景観では、公園や寺社による緑の景観が豊富であり、これらを保全・活用した景観づくりを目指します。

自然的景観では、日本海や雄物川を背景とする豊富な水辺景観が特徴的であり、これらに配慮した景観づくりを目指します。

② 西部地域の特性への配慮

◆ 大森山等市街地を囲む丘陵地

丘陵地の緑の保全を一層推進し、良好な景観づくりを図ります。また、市街地から丘陵地、丘陵地から市街地への眺望景観に配慮します。



斜面緑地が市街地からの眺望対象として重要な景観資源となっています。また、それらの丘陵地からは市街地を見渡すことが出来る眺望を有しています。

◆ 歴史的建造物等

建造物等やそれらを囲む緑の維持・保全や、その雰囲気を継承した地域の景観づくりに努めます。

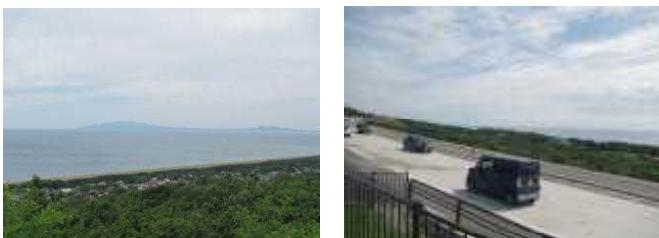


日吉神社等の歴史的な建物やそれらを取り囲んでいる緑が趣のある景観をつくりだしています。また、新屋表町通りでは地域の取り組みにより歴史的建造物等をいかした線的な景観づくりが展開されています。

◆ 海岸沿いの景観

海岸沿いのクロマツの保安林による緑景観、美しい水辺景観の形成を図ります。

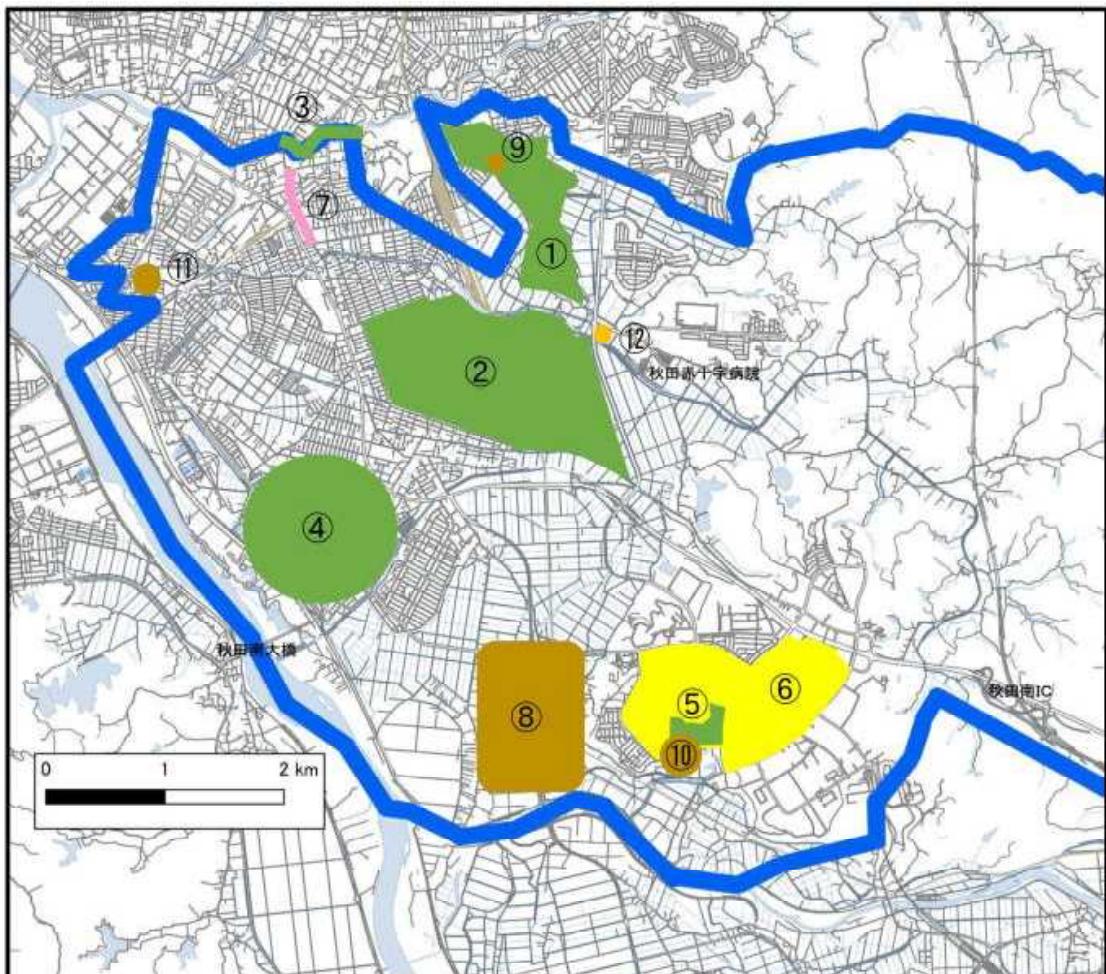
白砂青松の風景回復、日本海からの風をさえぎり、秋田市の発展に大きな役割を担ってきたこの海岸樹林帯の回復に努めます。



新屋海浜公園・桂浜海水浴場・下浜海水浴場を結ぶ海岸線は美しい砂浜と松林が連なり、クロマツによる保安林は、海と一体となった雄大な景観を創出しています。日本海沿岸に広がる海岸樹林地は、松くい虫等の大きな被害を受けています。

○ 南部地域

1 南部地域の景観資源

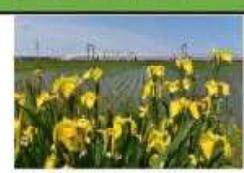


①一つ森公園



市街地と田園に囲まれた、小高い丘陵地にある公園。

②仁井田の田園風景



市街地の外縁部に広がる田園風景。米どころ秋田を象徴する景観。

③太平川沿いの桜並木



桜並木が2kmに渡って続き、市街地に水と緑の潤いを添えている。

④落畠



地域の農家が耕作している畠。高さ1.5m、直径1mを超える秋田蕗が群生する姿は圧巻。

⑤御所野総合公園

振興住宅地の南側に計画的に開発・整備された、広がりのある緑地景観。

⑥御所野ニュータウン

住民の提案による地区計画に従い、緑化された美しい街並みが形成されている。

⑦牛島商店街



明治から昭和初期の店舗が数多く現存する、かつての秋田の商店街の原風景。

⑧仁井田堀



17世紀に建設された新田開発のための水路。安らぎを得られる水辺の景観である。

⑨旧黒澤家住宅



一つ森公園に移築された江戸時代の武家屋敷。周囲の緑に囲まれている。

⑩地蔵田遺跡

御所野総合公園にある、弥生時代前期の住居を復元した歴史的景観。

⑪三皇熊野神社

温もりのある木造建築と公園の木々が一体化し、憩いの空間を提供している。

⑫遊学舎



昭和初期の住宅と、かつての町家を模した平成の木造建築が調和した景観。

景観要素の分類

- 自然的景観
- 住宅地景観
- 業務地景観
- 歴史的景観
- 指点景観
- 眺望景観

2 南部地域における景観づくりの方針

① 全体方針

南部地域は、御所野ニュータウンなどの宅地造成により、新しい住宅地景観の形成が進んでいる地域です。

景観資源が社会的景観から構成されているところが特徴的であり、良好な住宅地景観や、田園や公園などによる緑景観が豊富です。

今後の地域整備に伴う多様な景観の展開に際し、緑景観の豊富さを推進した景観づくりを目指します。

② 南部地域の特性への配慮

◆ 御所野ニュータウン

地域のまちづくりルールと連動し、各家々の生垣等の緑や草花による緑化等による計画的で良好な住宅地の景観形成をより推進します。



地域のまちづくりルール
(地区計画や緑地協定等)
により良好な住居環境の
推進が図られています。

◆ 田園景観

田園景観との一体感に配慮し周囲と調和した景観の形成を図ります。



郊外に良好な農地が広がり、季節感あふれる景観を創出しています。

◆ 市街地へ向かう幹線道路等

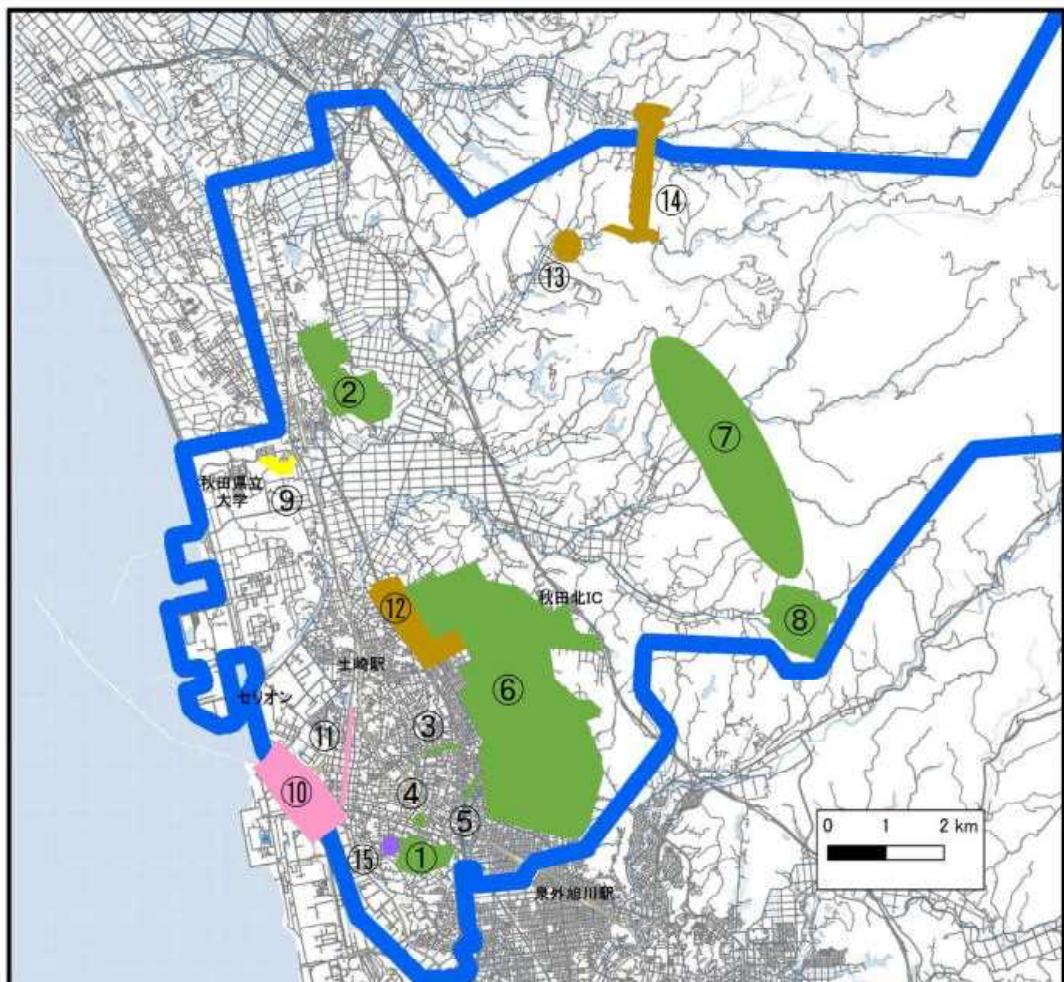
沿道への野立広告板等の乱立を防ぎ、広がる田園景観への眺望、市街地への眺望に配慮するよう努めます。

御所野地区の国道13号や横山金足線等は、雄大な田園景観が広がり、さらに市の中心市街地を眺望でき、市街地に入る際の第一印象を与える景観的に重要な地点となっていますが、野立広告板等により景観が阻害されているところが見受けられるため、景観を阻害しないよう配慮が必要です。



○ 北部地域

1 北部地域の景観資源



①高清水公園



豊かな緑、復元された秋田城跡東門、空素沼などの多様な景色を堪能できる。

②小泉潟公園



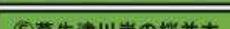
湿原と周囲の旧家とが調和し、独特な自然・農村の風景となっている。

③四ツ屋街道のイチョウ並木

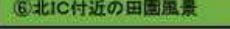


道の両側に並ぶイチョウが見事。その先には太平山がそびえ、美しい景観をつくりている。

④將軍野南五丁目の3本の松



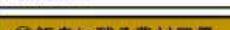
⑤草生津川岸の桜並木



⑥北IC付近の田園風景

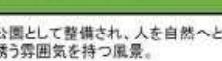


⑦上新城の山並み



至るところから眺められる、昔と変わらぬ自然の風景。山桜が美しい場所もある。

⑧大滝山自然公園



公園として整備され、人を自然へと誘う雰囲気を持つ風景。

⑩港の風景



土崎側に倉庫、運河の向こうには工場や貨物船が展望できる壮大な風景。

⑪本町通り



港町・土崎のメインストリート。所々に残る昔ながらの商家建物を堪能できる。

⑫飯島に残る農村風景



昔ながらの農家の倉庫が現存し、入り組んだ道のあちこちに農村風景が残っている。

⑨下新城中野地区計画

生垣の推奨やセットバック等による閑静な住宅景観がつくられつつある。

⑬三浦家住宅



屋敷林の中の趣かな館が、農業集落のアクセントとなっている。

⑭黒川油田



かつて日本最大の噴出量を誇り、昭和初期まで栄えた産油地の名残を留める。

⑮旧国道から見える港



坂の途中から見渡せる青い海は、かつての秋田城と港の懐かしい往復を彷彿させる。

景観要素の分類

- 自然的景観
- 住宅地景観
- 業務地景観
- 歴史的景観
- 拠点景観
- 跳望景観

2 北部地域における景観づくりの方針

① 全体方針

北部地域は、重要港湾秋田港、史跡や良質な住宅地、田園、山林などの自然環境を有し多様な景観を持つ地域です。

社会的景観では、街路や歴史的景観となる景観資源が豊富であり、寺内地区から土崎地区へと続く通称「旧国道」沿いには、歴史的な寺院、農家建築、商家があり、今後、これらを個々に、また、複合的にいかした景観づくりを目指します。

自然的景観では山林による緑の景観が豊富であり、これらの保全を目指します。

社会的・自然的の総合的な景観である秋田港は地域を特徴付ける景観資源であり、これを様々な観点からいかした景観づくりを目指します。

② 北部地域の特性への配慮

◆ 秋田港周辺

敷地の緑化や沿道緑化などにより周辺と調和した工業地景観、より一層のにぎわいのある商業地景観を目指すとともに、水辺景観をいかした親しまれる港町の景観づくりに努めます。



活気のある工業地の景観を呈し、本市の代表的な臨海部の工業地景観となっています。また、セリオンがランドマークとなり、港の水辺とともに、にぎわいのある港の景観を形成しています。

◆ 歴史的建造物周辺

伝統的な雰囲気を継承しつつ、賑わいと活気のあるバランスの良い景観づくりに努めます。



土崎地区は、古くから港町として栄え、現在も旧羽州街道の周辺には、寺社や商家、町家が点在しています。また、鎮守である神明社の建て替えや駅周辺の道路等の基盤整備など新たなまちづくりに向けた動きも見られます。

◆ 並木道

沿道の住民や関係者が歩道の清掃や街路樹等の維持管理などに主体的に取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。



自衛隊通り、四ツ屋街道、草生津川岸など、桜やイチヨウなどの街路樹によりうるおいとやすらぎのある街路景観が形成されています。

◆ 田園景観や山なみ

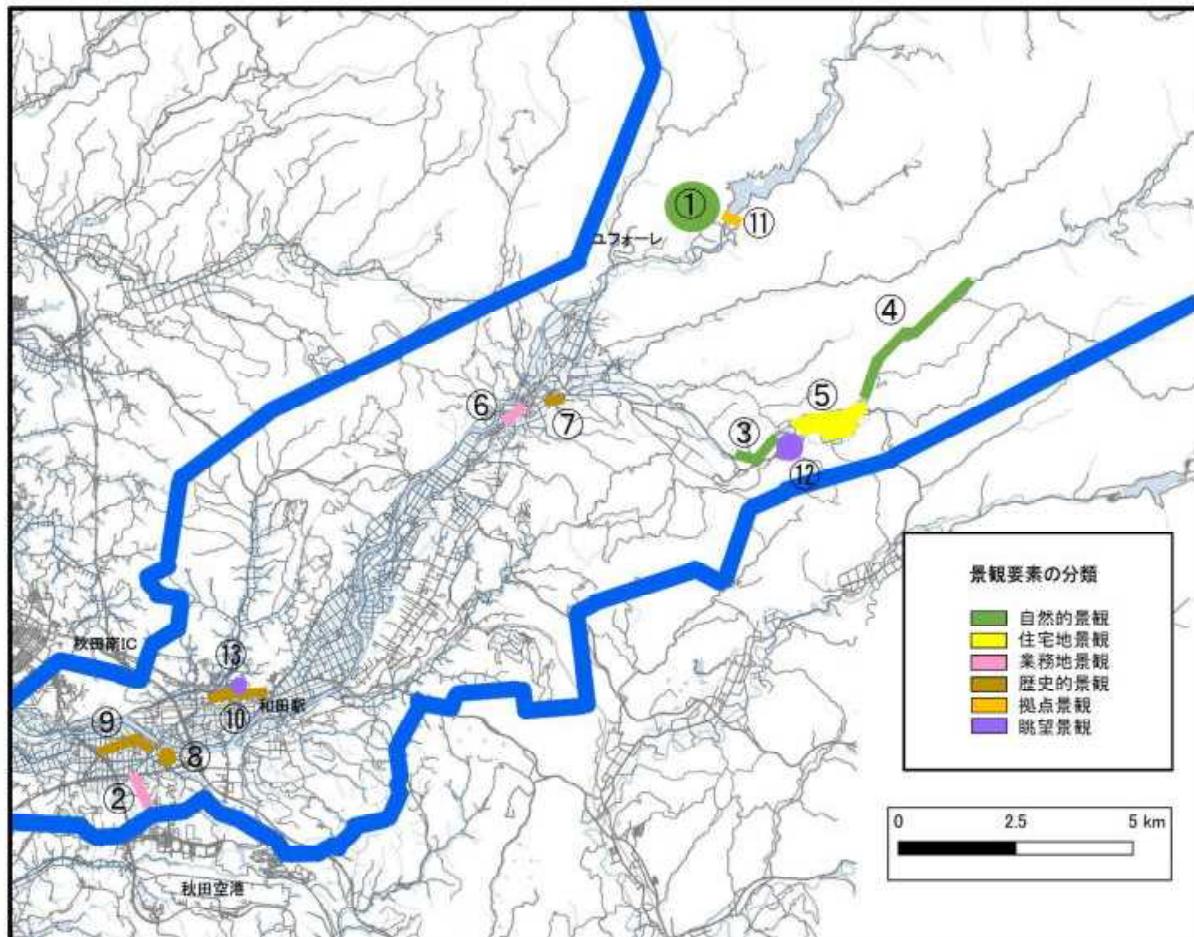
田園景観や眺望景観に配慮した景観形成を図ります。



郊外に田園風景が広がり、さらに上新城の山なみと相まって雄大な景観が形成されています。

○ 河辺地域

1 河辺地域の景観資源



①筑紫森	②戸島桜並木	③峠谷峡	④岩見峡
鳥帽子にも似ている緑豊かな姿は見る人にやすらぎを与える。	道の両側に桜の木が並び、春には鮮やかな桜のトンネルができる。	木々の間から見える川の流れが美しく、近くまで行ってみたくなる光景である。	太又川を遡ると、段淵、伏伸の滝、舟作といった見事な水辺の景観が見られる。
⑤鵜養	⑥柳町通り	⑦千手院と岩見館遺跡	⑧戸島神明社
茅葺き屋根の古い民家。屋敷林、垣などが調和し、心休まる景観をつくりだしている。	歴史のある町家や昔懐かしい雰囲気の商店が並ぶ趣やかな商店街。	寺院の閑静な姿と、裏手にある岩見館遺跡との緑が調和している。秋には紅葉が美しい。	広がる水田の中にある小高い丘の木々に囲まれ奉られている。
⑨旧羽州街道(戸島)	⑩岩見ダム	⑪へそ公園	⑫和田公園
伝統的な町家が存在し、新しい建物も雰囲気に配慮している通りである。	緑豊かな谷間に重厚なコンクリートの壁が立ち上がり、迫力のある景観となっている。	広がる田園の向こうに、遠く鵜養が見渡せる。	和田の町を見下ろす眺望景観。
⑪旧羽州街道(和田)			
大きな町屋造りの家屋と立ち並ぶ板塀が通りに歴史を感じさせる。			

2 河辺地域における景観づくりの方針

① 全体方針

河辺地域は、太平山の豊かな緑や岩見川の清らかなせせらぎといった自然景観を有する地域です。

社会的景観では、広大な田園景観による眺望景観が展開し、また、旧街道などでは歴史的なまちなみが形成され、これらの保全・継承に配慮し、活用を図った景観づくりを目指します。

自然的景観では、筑紫森などの山林が豊富で、緑豊かな景観が広がっています。今後、これらを保全した景観づくりを目指します。

② 河辺地域の特性への配慮

◆ 旧羽州街道

歴史的な街並みの雰囲気を継承する景観づくりに配慮します。



戸島地区、和田地区の通り沿いには歴史を感じさせる建造物も見られます。

◆ へそ公園からの眺望

四季毎に表情を変える田園を保全した景観形成を図り、眺望景観の保全に努めます。



広がる田園風景と、田園や小高い山に囲まれた鶴養地区との調和した雄大な眺望を有しています。

◆ 自然的景観

山林や河川等の保全や、それらへの眺望点の保全を図ります。



筑紫森をはじめとする山林などの豊かな緑や、岩見川や渓谷の美しさが、地域にうるおいとやすらぎを与えていきます。

○ 雄和地域

1 雄和地域の景観資源

景観要素の分類

- 自然的景観
- 住宅地景観
- 業務地景観
- 歴史的景観
- 拠点景観
- 眺望景観

Map showing 15 scenic spots in the Kurobe area, numbered 1 to 15. The map includes a scale bar from 0 to 2 km and labels for Kurobe IC and Kurobe SC. A legend on the left identifies the types of landscape elements.

①県立中央公園	②黒瀬橋から見える雄物川	③白根館跡ふもとの桜並木	④種沢カヌー船着場
整備された緑地に噴水や東屋がアクセントとして調和し、穏やかな景観をつくりだしている。	水面から高く上がった橋の上から蛇行する川筋と河岸の緑地が展望できる。	雄物川沿いの桜並木が細い道路の曲線に調和し、美しい景観をつくっている。	雄物川中流域に位置する船着場。河岸の木陰の先に空と水面が広がる。
⑤竹の花公園	⑥平尾鳥	⑦水沢集落	⑧新波商店街
大堤水面の眺めや、竹の花の一本松などの眺望が楽しめる。	広がる水田の辺縁にどっしどした木造の農家が見え、農村の原風景を留めている。	東に八幡神社、西に終墓に囲まれた集落。変貌しつつある昔ながらの農家建築が見える。	かつて川港のあった町の商店街。町家風の商店が数軒残っている。
⑨街道の松	⑩新波神社	⑪秋田空港	⑫秋田国際ダリア園
旧道沿いに立っている松。見事な枝振りが江戸時代の街道の雰囲気を今に伝える。	森林を背景にそびえる真っ赤な鳥居が神聖な雰囲気を醸し出している。	緑に囲まれ空に向けて開かれた滑走路が地域のランドマークとなっている。	秋には一面にダリアが咲き誇り、見事な風景をつくる。春の山桜の風景も見事。
⑬秋田県立農業試験場	⑭長者山から見える風景	⑮高尾山	
雄物川が運ぶ土が堆積してできた河岸の平地に、現代的な角張った建築物がそびえる。	小高い丘の上から、雄和の山林や田園の風景が一望できる。	東から南にかけて眺望できる。雄物川の蛇行は絶景。晴れた日は奥羽山脈も見える。	

景観要素の分類

- 自然的景観
- 住宅地景観
- 業務地景観
- 歴史的景観
- 拠点景観
- 眺望景観

2 雄和地域における景観づくりの方針

① 全体方針

雄和地域は、高尾山の豊かな緑や雄物川の雄大な流れといった自然景観に恵まれた地域です。

社会的景観では、田園などの農地による景観の豊富さが特徴的です。

自然的景観では、高尾山を中心とした緑の景観資源が豊富であり、雄物川による水辺景観とともに地域にうるおいを与えています。

また、社会的景観・自然的景観の調和による眺望景観が随所で展開されています。今後、これらの保全や活用に配慮した景観づくりを目指します。

② 雄和地域の特性への配慮

◆ 高尾山からの眺望

眺望点の確保や、眺望景観の保全に配慮します。



雄物川の美しい川の流れが一望でき、晴れた日には奥羽山脈も見ることでできる貴重な眺望点を有しています。

◆ 雄物川

川岸の緑の保全と、橋や高尾山からの眺望景観の保全を図ります。



水面と川岸の緑といった自然的景観と、黒瀬橋や水沢橋などの橋との調和による景観が展開されています。

◆ 雄物川沿いの田園

田園景観を保全・継承するとともに、この田園景観の中を流れる雄物川との調和を図ります。



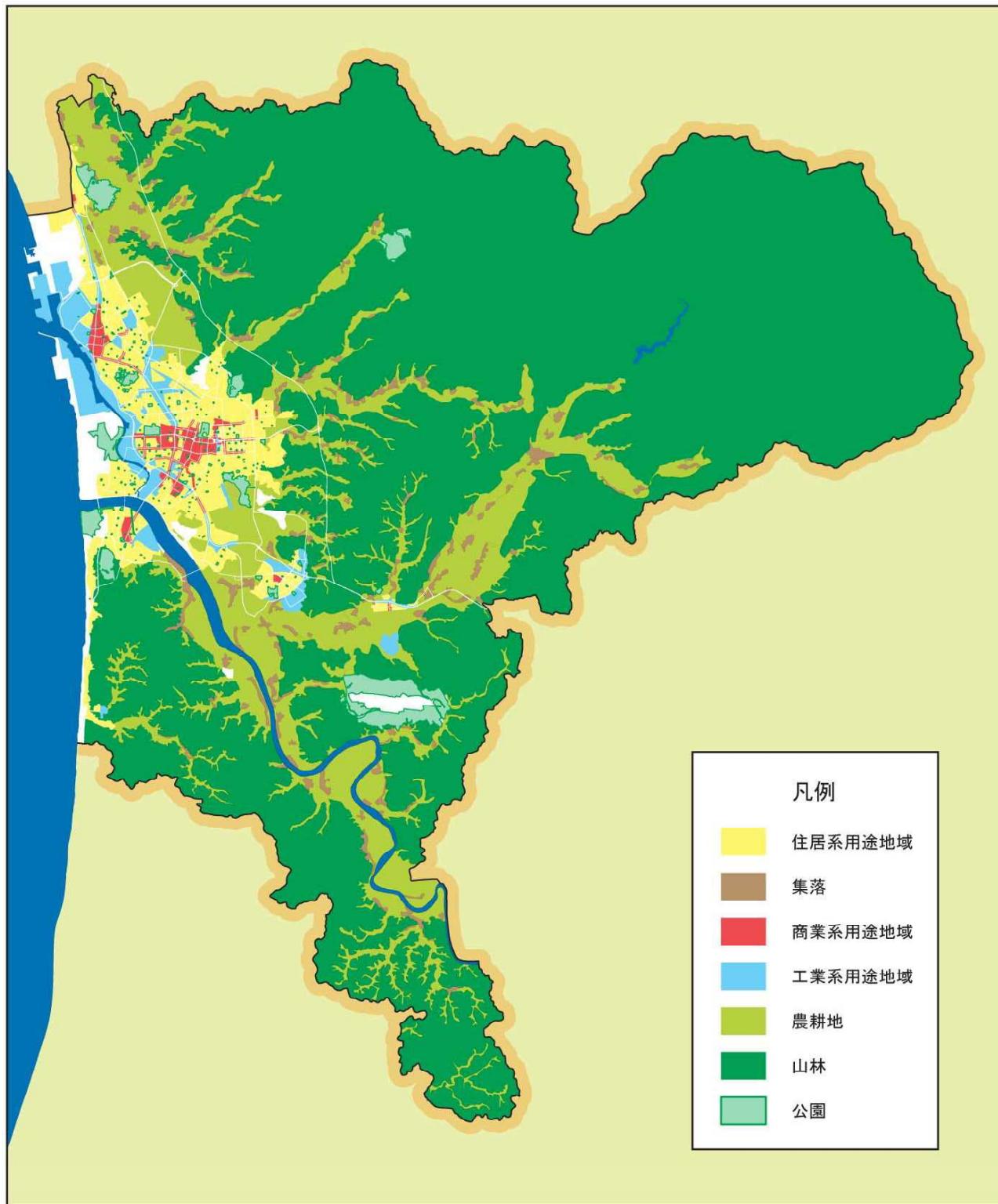
米どころ秋田を彷彿させる貴重な田園景観が広がっています。

(3) 土地利用別方針

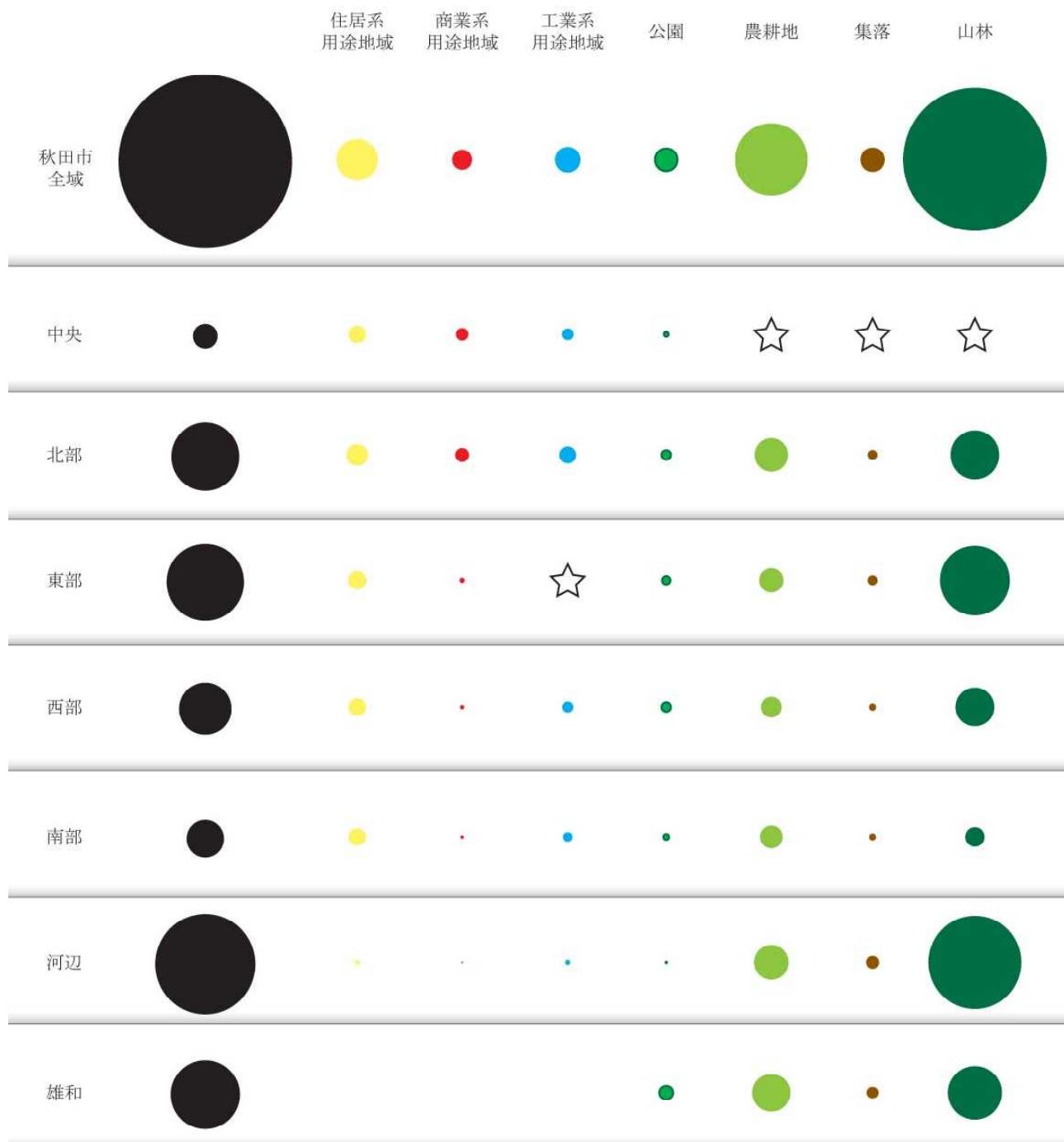
景観は、住宅・商店等の建物、橋・鉄塔等の工作物、川や樹木等の自然など目に見える全ての要素から構成されます。

そして、各々の場所での景観要素は、かなりの部分において、「土地利用」を規定する都市計画に深く関わっているため、土地利用別の方針を定めます。

市全域の用途地域



7 地域の用途地域の面積イメージ図



土地利用別方針

① 住宅系

- ・地区計画や建築協定等と連動した計画的で良好な住宅地の景観形成を図ります。
- ・各家々の生垣等の緑や草花による緑化をさらに推進した、うるおいのある住宅地の景観形成を図ります。
- ・宅地の連續した花壇等による緑や花による彩りある景観の創出や、連續した街区での生垣設置等や地域における樹種の統一など、市民発意による景観形成を推進します。
- ・伝統的形態やデザインを継承した風格のある住宅地の景観の保全を図ります。
- ・沿道の住民や関係者が歩道の清掃や街路樹等の維持管理などに主体的に取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。
- ・宅地化された空閑地や空き家等については、土地の清潔を保持するとともに、空き家等の適正管理を進め、環境美化の推進を図ります。

② 商業系

- ・県都にふさわしいにぎやかで魅力ある中心商業地の景観形成を図ります。
- ・安全で快適な回遊性のある歩行者空間を確保し、人々が集い交流する、にぎわいのある商業地景観の形成を図ります。
- ・ポケットパーク等を含む緑豊かな空間を創出した、うるおいと憩いのある楽しい商業地の景観形成を図ります。
- ・街路樹や草花等による緑化を推進し、魅力ある業務地における緑のネットワークの整備による景観形成を図ります。
- ・沿道の住民や関係者が歩道の清掃や街路樹等の維持管理などに主体的に取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。
- ・空閑地については、土地の清潔を保持するとともに、環境美化の推進を図ります。

③ 工業系

- ・街路樹や草花等による緑化を推進し、魅力ある業務地の景観形成を図ります。
- ・敷地内での緑化と安全に配慮した夜間照明の設置等を推奨し、緑に包まれたうるおいのある、安全な工業地の景観形成を図ります。

④ 公園・緑地・墓園

- ・近隣住民や公園愛護協力会などの関係者が主体的に公園の清掃や除草、維持管理などに取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。

⑤ 集落

- ・四季毎に表情を変える田園を保全した景観形成を図ります。
- ・沿道の住民や関係者が歩道の清掃や街路樹等の維持管理などに主体的に取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。

⑥ 農耕地

- 四季毎に表情を変える田園を保全した景観形成を図ります。
- 秋田市の入口となる幹線道路の沿道では、市の印象度を高める景観形成を図ります。
- 田園地帯に広がる里地・里山については、緑地保全のための法制度を活用し、その保全を図ります。

⑦ 山林

- 秋田市の入口となる幹線道路の沿道では、市の印象度を高める景観形成を図ります。
- 太平山から続く広大な丘陵部の緑、市街地周辺の樹林地など、秋田市を特徴づける景観の構成要素となる緑の保全を図ります。
- 特色ある中山間地域の創造を図るため、里地・里山の保全や利活用と広葉樹林の造成、森林空間の市民利用を促進します。

(4) 景観の性質別方針

景観は、「歴史を感じる」あるいは「緑の安らぎを感じる」など個々の景観要素が持つ「性質」から得られる印象や雰囲気による影響も大きいため、景観の性質別方針を定めます。

景観の性質別方針

① 緑を感じる景観

- 沿岸のクロマツの保安林や市街地を取り囲む丘陵地の斜面等の緑の保全と、市街地での都市公園の整備促進による緑の創出と保全による緑地景観の形成を図ります。
- 緑化に関し、市民や事業者が主体的に取り組むことによる景観形成を図ります。
- 街路樹および草花による沿道緑化の一層の推進や桜並木等の保全を図った美しいおいのある道路景観の形成を図ります。
- 景観上特に重要かつ良好な樹林地については、緑地保全地区の指定などにより、その保全を図ります。
- 海岸や河川等の水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結び、水と緑のネットワークを形成します。
- 秋田駅西口に広がる秋田駅、広小路、仲小路、南大通りから山王官公庁地域に至るまでの一体的な地域において、道路等の緑化を推進し、連続し管理された緑のネットワークを形成し、緑豊かな県都秋田にふさわしい景観を創出します。
- 風致地区の指定による市街地の緑地景観の保全を図ります。
- 歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素となっていることから、すぐれた歴史的風土を形づくる緑として、その保全を図ります。
- 緑地保全地区予定地となっている寺町一帯の社寺林について、緑地保全地区には指定されていませんが、市街地に残る緑として、今後も保全を図ります。
- 都市環境負荷の軽減のための緑として、市街地部に隣接する緑や臨海部の緑、および主要幹線道路における街路樹等、大気汚染の都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図ります。

② 水辺を感じる景観

- ・海岸や河川上流部の水辺環境を維持、保全し、景観形成に積極的に努めます。
- ・市民に親しまれ、うるおいを与える市街地での水辺空間等を一層拡大した景観の形成を図ります。
- ・水と緑のネットワークによる縁豊かな景観形成を図ります。

③ 歴史を感じる景観

- ・伝統的・歴史的建造物や史跡の保存に努め、由緒ある街並み景観の形成を図ります。
- ・歴史的資源・観光的施設の維持・保全とその周辺住民の理解と配慮により、その雰囲気を継承した景観形成を図ります。
- ・文化財指定や景観重要建造物指定などの法制度を活用した保存・活用を図ります。

④ ランドマークによる景観

- ・都市景観賞等の表彰制度による市民意識の高揚と建築物のデザイン水準等の向上した景観形成を図ります。
- ・市街地からの景観のシンボルとなる場所や眺望のポイントとなる場所の縁の保全を図ります。
- ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定による保存・活用を図ります。

⑤ 眺望景観

- ・展望施設の周辺や眺望地点における縁については、眺望を楽しむ視点場の縁として、保全・整備を図ります。
- ・市街地からの眺望の確保を図ります。
- ・眺望地点を周知し、観光的要素としての活用も図ります。

第2編

良好な景観づくりの推進に関する事項

第2編では、第1編の「景観づくりのための基本的な事項」を受け、具体的に景観づくりを進めるため、景観法で規定している諸制度などについて位置づけます。

第1章 大規模行為に関する景観形成基準

- 1 届出対象行為
- 2 景観形成基準
- 3 国、地方公共団体の行為等について

第2章 屋外広告物に関する景観形成基準

- 1 景観づくりの方針
- 2 景観形成基準

第3章 地域の景観ルール

- 1 景観法に基づく景観ルール
- 2 他法令に基づくまちづくりルール

第4章 その他良好な景観づくりに関する事項

- 1 景観法に基づく施策
- 2 関連施策の活用

第1章 大規模行為に関する景観形成基準

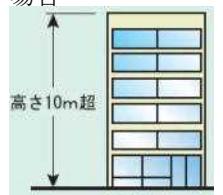
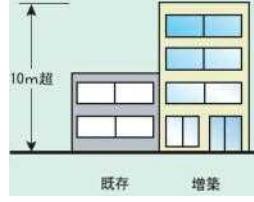
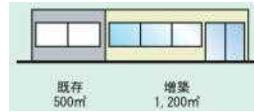
一定の規模を超える建築等（以下「大規模行為」という。）は、その行為自体が地域の景観に大きな影響を与えます。第1編の景観づくりの方針を実現するために、市民、事業者の理解を得ながら、こうした大規模行為を景観法に基づく届出・勧告制度によって緩やかな規制・誘導を行い、良好な景観の維持・保全、創出を図ります。

1 届出対象行為

全市域において、以下の行為を届出対象とします。

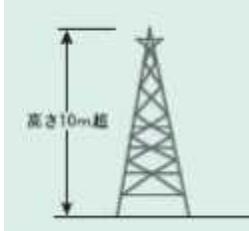
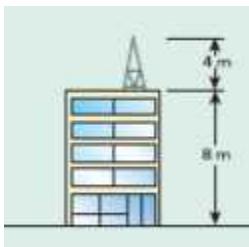
(1) 建築物

次に掲げる行為、規模に該当する場合は、景観法第16条第1項第1号の規定に基づき、あらかじめ届出が必要となります。

届出対象行為		
届出対象となる行為	景観法第16条第1項に基づく行為	例)
	<p>「新築」 「増築」 「改築」 「移転」 「外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更」</p>	<p>◆高さ10mまたは建築面積1,000m²を超える場合</p>  <p>高さ10m超 建築面積1,000m²超</p>
届出対象となる規模	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>◆高さが10mを超えるもの（増築または改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外壁の色彩の塗り替え」については、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合）</p> <p>◆建築面積が1,000m²を超えるもの（増築又は改築により建築面積が1,000m²を超えることとなる場合を含む。ただし、増築、改築または移転に係る部分の床面積の合計が10m²以内の場合を除く。「外壁の色彩の塗り替え」については、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合）</p> <p>*色彩の塗り直しであっても外観の変更を伴う場合は、届出の対象となります。</p>	<p>◆増築部分の高さが10mを超える場合</p>  <p>10m超 既存 増築</p> <p>◆建築面積の合計が1,000m²を超える場合</p>  <p>既存 500m² 増築 1,200m²</p>

(2) 工作物

次に掲げる行為、規模に該当する場合は、景観法第16条第1項第2号に基づき、あらかじめ届出が必要となります。

届出対象行為			
届出対象となる行為	景観法第16条第1項第2号に基づく行為	届出対象となる規模	例)
	「新設」 「増築」 「改築」 「移転」 「外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更」	◆高さが10mを超えるもの（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。また、改造により新たに高さが10mを超えることとなる場合を含む。） *色彩の塗り直しであっても外観の変更を伴う場合は、届出の対象となります。	◆高さが10mを超える場合  ◆既存建築物の高さとの合計が10mを超える場合 

(3) 開発行為

本市では、開発許可制度および「秋田市都市環境の創造および保全に関する条例体系」の一環である「秋田市宅地開発に関する条例」に基づく届出等により、優良な宅地開発を促進、計画的で秩序あるまちづくりの推進および良好な居住環境の整備を図っています。開発行為については、これらの制度により、緑化等景観に対しても十分に配慮されていることから、本計画では、景観形成方針のみを定め、条例で届出対象行為から除外することとします。

景観形成方針
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の整備を図り、住みやすく安全なまちづくりを進めます。 ・土地利用に応じた公共施設などの整備を行います。 ・緑豊かな、ゆとりあるまちづくりを進めます。

2 景観形成基準

届出対象となる大規模行為については、以下の通り景観形成基準を定め、良好な景観の形成を図ります。

(1) 建築物

届出対象となる大規模行為建築物については、「周辺との調和」と「景観資源との調和」が図られることが第一に求められます。その上で第1編で定めた方針や行為地の用途地域等都市計画上の土地利用に応じ、①共通基準、②建築物の用途別基準、③地域別基準を定めます。対象となる建築物について、①②③の該当する項目全ての基準が適用されます。

① 共通基準

届出対象となる建築物の大規模行為に関する共通基準として次のとおり定めます。

配置・規模

内容	景観形成基準
外壁の配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等に面する側においては、隣接する壁面ラインを統一する。 道路等から後退することにより圧迫感を軽減する。 隣接地とお互いに協力し、広場等のゆとりある空間を創出する。
建築物の規模	<ul style="list-style-type: none"> 周辺との調和を考慮し、突出感や圧迫感を与えないよう規模を調節する。 壁面設備（室外機等）、付属設備（受変電設備、ゴミ置き場等）は、道路等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺と調和のとれたデザインとする。



意匠・形態

内容	景観形成基準
高さ・屋根 ・外壁等の 意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ファサードの表情を豊かにするなどデザインを工夫する。 地域全体が統一感のある意匠になるようにする。 周辺と調和した屋根の形態、壁面ラインにする。 自然景観に面した行為地においては、自然との一体感を演出するような意匠とする。 伝統的、歴史的要素等の周辺要素に配慮し、調和のとれたデザインにする。
設備等の壁面へ の設置	<ul style="list-style-type: none"> 壁面設備を設置する場合には、建築物と一体となったデザインとする。 広告物を設置する場合には、周辺の街並みに配慮し、調和のとれたデザイン、位置および大きさとする。
照明の設置	<ul style="list-style-type: none"> ライトアップにより、夜間の街並みの景観を演出する。 屋外照明は過剰な光が周囲に散乱しないような光源の種類、位置、光量等にする。 安全性、利便性を考慮した夜間照明にする。



色彩・素材

内容	景観形成基準
外壁・屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色（鉛直投影で一壁面の面積の過半を占める色）は、彩度5以下とする。 ・彩度5を超える色彩をアクセント色として使用する場合は、屋根又は外壁（鉛直投影）の面積の10%以内とする。 ・色彩を組み合わせる場合は、それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。 ・外壁と屋根の色彩の組み合わせを工夫し、周囲に違和感を与えないようする。 ・歴史的景観資源に隣接する行為地においては、使用する色彩を類似のものとする。 ・住宅地に面する側の外壁等の基調となる色は、住民の日常生活に不快感を与えないものにする。
外壁・屋根の素材	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材等は、耐久性、耐候性等のある材料を使用する。 ・自然景観に面した行為地においては、自然との一体感を演出するような素材とする。

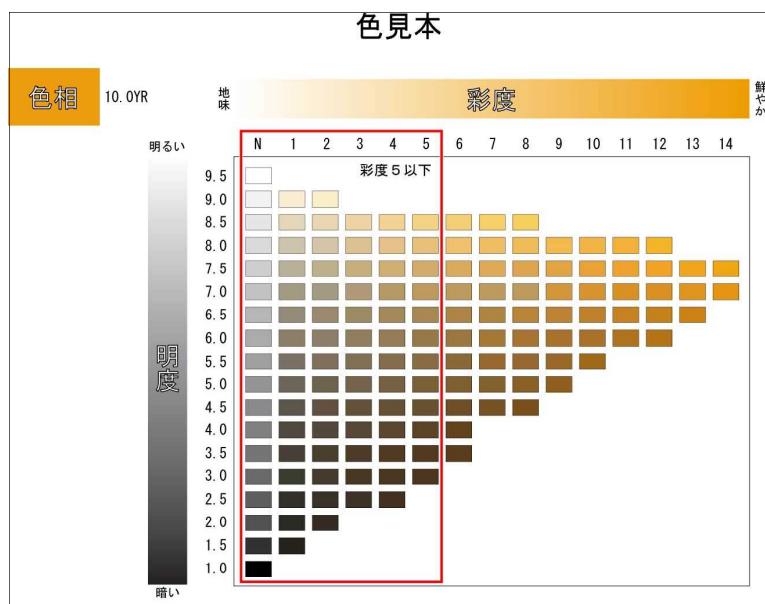
参考：マンセル値

「外壁・屋根の色彩」では、色を「色相（赤、青、黄などの色あい）」、「明度（色の明るさ）」、「彩度（色のあざやかさ）」について、数字とアルファベットの組み合わせで表現する「マンセル値」を用いています。

色相10.0YRの明度と彩度の値の変化による色見本を右図に表現しました。

赤い線で囲んだ範囲は「彩度5以下」となる色です。この範囲を超えると、色彩のあざやかさが高くなり、大規模な建築物の外壁等に広範囲に用いると、まちなりに違和感や突出感を与えてしまいます。

そこで、本市では、大規模な建築物の外壁の色彩について、「基調となる色は、彩度5以下とする。」と基準を定めています。

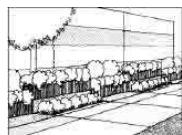
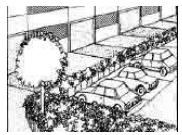
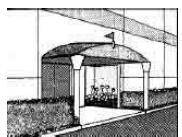
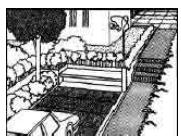


※この表は、マンセル色体系に基づき、色の3属性（色相、明度、彩度）により色彩を表現しています。

※この表では、マンセル色体系の概要を説明しています。実際の色彩とは異なりますのでご注意ください。

外構・緑化

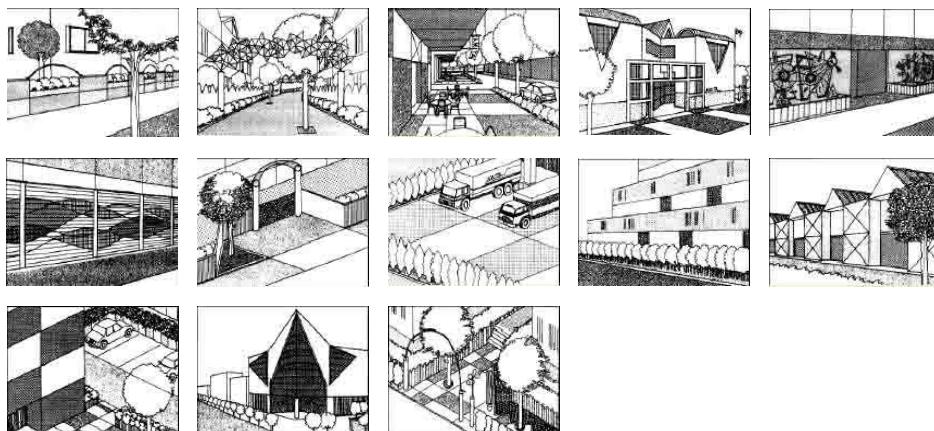
内容	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する箇所については、沿道緑化する。 季節により移り変わる緑化により、景観を演出する。 植栽は、地域にあった樹木を選定する。 既存の樹木等を保存したり効果的に移植して、活用する。
駐車場の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな屋外駐車場は、特に緑化する。
敷地境界 (堀・柵など)	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界部分はできるだけ生垣とし、塀、柵等を設置する場合は、圧迫感や閉塞感がないような意匠・形態、色彩とする。 道路等に面する部分は、壁面を後退させオープンスペースを確保し、植栽等によりゆとり空間を創出する。



② 建築物の用途別基準

住宅や店舗などの建築物の種類ごとに次のとおり基準を定めます。

建築物の種類	景観形成基準
住宅・集合住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いを緑で囲み、街灯等で演出する。 ・空地を憩いの空間としてデザインする。 ・ゴミ置き場のデザインを工夫する。
事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退などで小広場を工夫し、歩行者空間を確保する。 ・通りから見せる建物内のホールを工夫する。 ・歩道と調和のとれた舗装仕上げにする。
工場・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入口の扉、シャッターのデザインを工夫する。 ・門の前にゆとりのスペースを設ける。 ・道路沿いを緑で囲み、街灯等で演出する。 ・サービスヤードを緑等で覆うようにする。 ・通りに面する高い壁面を後退させる。 ・屋根・壁面のデザインを工夫する。
店舗・遊技場など	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と違和感のない意匠・形態、色彩にする。 ・照明は、光の色彩の組み合わせを工夫する。 ・通りから見せる建物内のホールを工夫する。 ・駐車場の配置を工夫し、周囲を緑化する。 ・ショーウィンドー、シースルーシャッター等を設け、閉店後の演出をする。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる外観とする。 ・オープンスペース等、憩いの空間を創造する。



③ 地域別基準

第1編の「地域別方針」で定めた地域の特性に配慮した景観づくりの方針に基づき、次のとおり建築物の地域別基準を定めます。

中央地域

地域特性	景観形成基準
秋田駅西口周辺	<ul style="list-style-type: none"> 県都にふさわしい建築ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する。 主な交差点付近では、ショーウィンドーや建築ファサード等に配慮した意匠・形態とする。 千秋公園に面する行為地においては、公園との連続性に配慮する。
千秋公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> 商業・教育施設が立地するお堀周辺では、公園との連続性に配慮した意匠・形態とする。 使用する色彩は、公園の緑と調和するものとする。
川反周辺	<ul style="list-style-type: none"> 旭川の親水性と調和した意匠・形態、色彩とする。 建物ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する。
寺町周辺	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着きのある雰囲気を継承した意匠・形態とする。 突出感を抑え、境内の緑と調和する色彩とする。
歴史的建造物周辺	<ul style="list-style-type: none"> 旧羽州街道沿いに点在する歴史的建造物周辺では、その雰囲気を継承した意匠・形態とする。
太平山への眺望	<ul style="list-style-type: none"> 千秋公園・旭川周辺で太平山を背景とする行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。

東部地域

地域特性	景観形成基準
秋田駅東口周辺	<ul style="list-style-type: none"> 建物ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する。
秋田駅東中央線 ・横山金足線周辺	<ul style="list-style-type: none"> ロードサイド型店舗が連なる行為地においては、施設周辺の沿道緑化に努める。
歴史的建造物周辺	<ul style="list-style-type: none"> 天徳寺等歴史的建造物周辺では、その雰囲気を継承した意匠・形態とする。
太平山への眺望	<ul style="list-style-type: none"> 太平山を背景とする行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。

西部地域

地域特性	景観形成基準
大森山への眺望	<ul style="list-style-type: none"> 新屋表町通りに近接する行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう高さを工夫する。
歴史的建造物周辺	<ul style="list-style-type: none"> 日吉神社や新屋表町通りの酒蔵等の歴史的建造物周辺の行為地においては、その雰囲気を継承した意匠・形態とする。
海岸沿い地域	<ul style="list-style-type: none"> 水辺空間の親水性に調和した意匠・形態とする。

南部地域

地域特性	景観形成基準
御所野ニュー タウン	・住宅地に近接する行為地においては、突出感を抑え、周辺の住環境に調和する意匠・形態とする。
田園地帯周辺	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

北部地域

地域特性	景観形成基準
秋田港周辺	・より一層にぎわいを創出するよう意匠・形態を工夫する。
歴史的建造物 周辺	・寺院や旧羽州街道の歴史的建造物周辺の行為地においては、その雰囲気を継承した意匠・形態とする。
並木道	・自衛隊通りや四ツ屋街道などの並木道に面した行為地においては、建物や並木の高さを乱さないようにする。 ・並木と調和した意匠・形態とする。
緑の景観 (田園・山並み)	・田園景観や山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

河辺地域

地域特性	景観形成基準
旧羽州街道周辺	・歴史的雰囲気を継承した意匠・形態とする。
自然景観	・筑紫森周辺の行為地においては、山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。 ・岩見川周辺の行為地においては、水辺空間の親水性に調和した意匠・形態とする。
へそ公園周辺	・周囲の田園景観や農村集落に調和した意匠・形態とする。 ・へそ公園から田園景観、農村集落への眺望景観を阻害しないよう、意匠・形態および高さを工夫する。

雄和地域

地域特性	景観形成基準
高尾山からの 眺望	・高尾山から雄物川への眺望景観を阻害しないよう、意匠・形態、色彩および高さを工夫する。
雄物川	・河川空間の親水性や周囲の自然景観に調和した意匠・形態とする。 ・新波橋、水沢橋などのランドマークとなる橋梁と調和した意匠・形態とする。
田園風景	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

(2) 工作物

工作物について、届出対象となる大規模行為に対し、第1編で定めた方針や行為地の用途地域等都市計画上の土地利用に応じ、①共通基準、②地域別基準を定めます。対象となる工作物について、①②の該当する項目全ての基準が適用されます。

① 共通基準

工作物について、全ての届出対象となる大規模行為に対し、共通に適用する基準を次のとおり定めます。

項目	景観形成基準
配置・規模	・建築物に設置する工作物は、周辺に与える突出感、違和感、圧迫感を軽減する。
意匠・形態	・意匠・形態が周辺の景観と調和するようデザインする。
色彩・素材	・周辺環境と調和する色彩・素材にする。
外構・緑化	・敷地内は緑化する。

② 地域別基準

第1編の「地域別方針」で定めた地域の核となる景観資源の方針に基づき、次のとおり工作物の地域別基準を定めます。

中央地域

地域特性	景観形成基準
千秋公園周辺	・商業・教育施設が立地するお堀周辺では、公園との連続性に配慮した意匠・形態とする。 ・使用する色彩は、公園の緑と調和するものとする。
川反周辺	・旭川の親水性と調和した意匠・形態、色彩とする。 ・建物ファサード、看板等のデザインや美しい夜間景観の演出に配慮する。
寺町周辺	・落ち着きのある雰囲気を継承した意匠・形態、色彩とする。
太平山への眺望	・千秋公園・旭川周辺で太平山を背景とする行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。

東部地域

地域特性	景観形成基準
太平山への眺望	・太平山を背景とする行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。

西部地域

地域特性	景観形成基準
大森山への眺望	・新屋表町通りに近接する行為地においては、周辺と調和する意匠・形態、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
海岸沿い地域	・水辺空間の親水性に調和した意匠・形態とする。

南部地域

地域特性	景観形成基準
御所野ニュー タウン	・住宅地に近接する行為地においては、突出感を抑え、周辺の住環境に調和する意匠・形態とする。
田園地帯周辺	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

北部地域

地域特性	景観形成基準
緑の景観 (田園・山並み)	・田園景観や山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

河辺地域

地域特性	景観形成基準
自然的景観	・筑紫森周辺の行為地においては、山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。 ・岩見川周辺の行為地においては、水辺空間の親水性に調和した意匠・形態とする。
へそ公園周辺	・周囲の田園景観や農村集落に調和した意匠・形態とする。 ・へそ公園から田園景観、農村集落への眺望景観を阻害しないよう、意匠・形態および高さを工夫する。

雄和地域

地域特性	景観形成基準
高尾山からの 眺望	・高尾山から雄物川への眺望景観を阻害しないよう、意匠・形態、色彩および高さを工夫する。
雄物川	・河川空間の親水性や周囲の自然景観に調和した意匠・形態とする。 ・新波橋、水沢橋などのランドマークとなる橋梁と調和した意匠・形態とする。
田園風景	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

3 国、地方公共団体の行為等について

国や県、市などの地方公共団体には景観法に基づく届出義務はありませんが、美しく魅力ある景観を形成していくためには、行政も景観に対し、率先して取り組む必要があります。このため、国や地方公共団体も大規模行為に際しては、前項の景観形成基準によるほか、次の促進事項に配慮した景観形成を図ります。

- * 国の機関や地方公共団体が景観区域内で大規模行為を行う場合は、景観法第16条第5項の規定により、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければなりません。

地域特性		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築行為の際は、景観形成基準を遵守した景観の形成を図る。
景観の性質	緑の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・千秋公園・高清水公園等の都市公園等では整備をより進め、緑地景観の形成を図る。 ・田園地帯の幹線道路沿道の野立看板等を適正に誘導した景観形成を図る。
	水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ・セリオン周辺においては、より一層にぎわいの創出を図る。 ・市街地の河川は、親水性に一層配慮した景観形成に取り組む。 ・河川の堤防や河川敷の河川空間の整備に際しては自然・社会環境に配慮した水辺景観の形成に積極的に努める。
	歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資源・観光的資源固有の雰囲気を継承し、景観の形成を図る。
	眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点のさらなる維持管理等に努め、市民等への周知を図る。 ・大規模建築行為等の建築に際しては、市街地からの眺望に与える影響に配慮した景観の形成を図る。

第2章 屋外広告物に関する景観形成基準

屋外広告物は、商品やサービスに関する情報を伝えるだけでなく、建物などの位置を知らせる目印となるなど、人々や社会へのメッセージを有しています。その多くは民間の経済活動によるもので、多くの人々の目を引きつけることから、市民共有の財産である景観への配慮は不可欠であるといえます。

よって、次の基本的な考え方をもとに屋外広告物による良好な景観の維持・保存、創出を図ります。

1 景観づくりの方針

(1) 都市景観との調和に配慮した広告景観の形成

都市景観は、自然をはじめ建物や道路、街路樹など様々な要素によって構成され、屋外広告物は、こうした都市景観を構成する重要な要素です。

よって、良好な広告景観の形成は、周辺・景観資源・敷地内の建物との調和、あるいは広告物相互の調和などに配慮することを基本とします。

(2) 景観特性を活かした広告景観の形成

本市の市域は、自然的景観の地域や都市的景観の地域などその特性により幾つかの地域に分類することができます。また、その地域の中には、商業業務地区や住宅街、あるいは歴史的な地区、田園地区など多様な特性がみられます。

よって、景観特性を十分に把握したうえで、ふさわしい広告景観を形成していくことを基本とします。

(3) 市民の主体的な取り組みによる広告景観の形成

良好な広告景観の形成は、広告主をはじめ屋外広告業者、広告物の掲出の場を提供する市民の取り組みが必要不可欠です。そのため、「屋外広告物の景観形成基準」を設け、関係者間の共通ルールとして、お互いに協力、連携しながら、取り組んでいくことが大切です。

2 景観形成基準

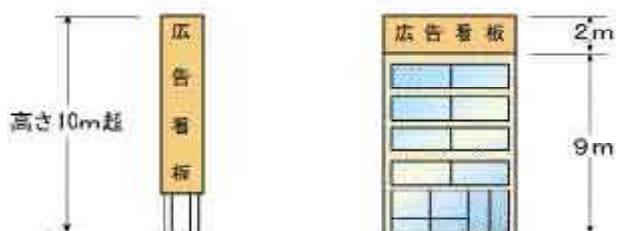
高さが10mを超え、かつ、表示の期間が2箇月を超える屋外広告物の表示、移転、もしくは内容の変更または広告物を掲出するための物件の設置、改造、移転、修繕、もしくは色彩の変更（当該広告物等が建築物と一緒に設置される場合にあっては地盤面から当該広告物等の上端までの高さとする。また、改造により新たに高さが10mを超えることとなる場合を含む。）を行おうとする場合は、次の基準により、屋外広告物景観の形成を図ります。

広告物等の表示等の際には、秋田市屋外広告物条例に基づく許可が必要であるため、景観計画と連携することで、一体的な景観形成を図ります。

屋外広告物の景観形成基準

項目	景観形成基準
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物とバランスをとる。 わかりやすい位置に掲出する。 建物や並木の高さを乱さないようにする。
数量・面積	<ul style="list-style-type: none"> 掲出する情報・内容を整理・集約（集合化）して少なくする。 建物とのバランスに配慮する。 印象に残る効果的なものになるよう表現を工夫し、必要最小限の大きさとする。 建物や施設のイメージ・性格等に合うものにする。
意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和する地色とする。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の色彩と調和する色相・彩度・明度とする。 汚れが目立たないような耐久性、耐候性のある材料を使用する。 シンプルですっきりしたものにする。
表現方法	<ul style="list-style-type: none"> デザイン・字体・絵・写真等は質の高いものにする。 電飾等は、地域の特性に応じたものとする。 簡潔でわかりやすい内容にする。 商業地では、広告物がにぎわい、活気、楽しさを演出する要素になるようにする。

対象となる屋外広告物



第3章 地域の景観ルール

1 景観法に基づく地域の景観ルール

景観法では、景観計画による全市を対象とした緩やかな規制・誘導のほか、以下の手法を活用することで、地域の景観特性に応じたきめ細かいルールを定め、景観づくりを推進することができます。また、こうしたルールを定めることで、マンション建築等の際に発生するおそれのある景観に関する紛争を予防する効果が期待できます。

市は、市民がそれらを積極的に活用できるよう、支援等の仕組みを整え、働きかけを行っていきます。

(1) 景観まちづくり地区

① 制度の概要

景観法では、景観計画区域の一部について、その地区の特性に応じた方針や景観形成基準、届出対象行為などを定めることができます。市では、地域の良好な景観を形成するために特に重要な地区を「景観まちづくり地区」として位置づけます。位置付けにあたっては、景観法第9条に基づき、景観計画の策定または変更が必要となります。また、市民は、景観法第11条第1項にもとづき、景観計画区域の一部について、景観計画の策定や変更を提案することができます。市では、こうした市民提案による景観計画区域についても、景観まちづくり地区として位置づけます。

歴史文化が色濃く残されている地区（新屋地区、大町地区、土崎地区等）に対して、意向調査や働きかけを行っていきます。

景観まちづくり地区の位置付けイメージ



② 市の取り組み

特定の地域について制限を設ける場合、土地所有者等の合意と景観に対する意識の高揚が大変重要です。一方、近年は行政のみならず、住民やNPO法人等が良好な景観に関する取組みを行うようになってきています。市では、住民等の取組みを景観計画に積極的に位置づけるため、まちづくり活動に対する支援制度を設け、住民等との協働により地域の景観づくりを進めます。

(2) 景観地区・準景観地区

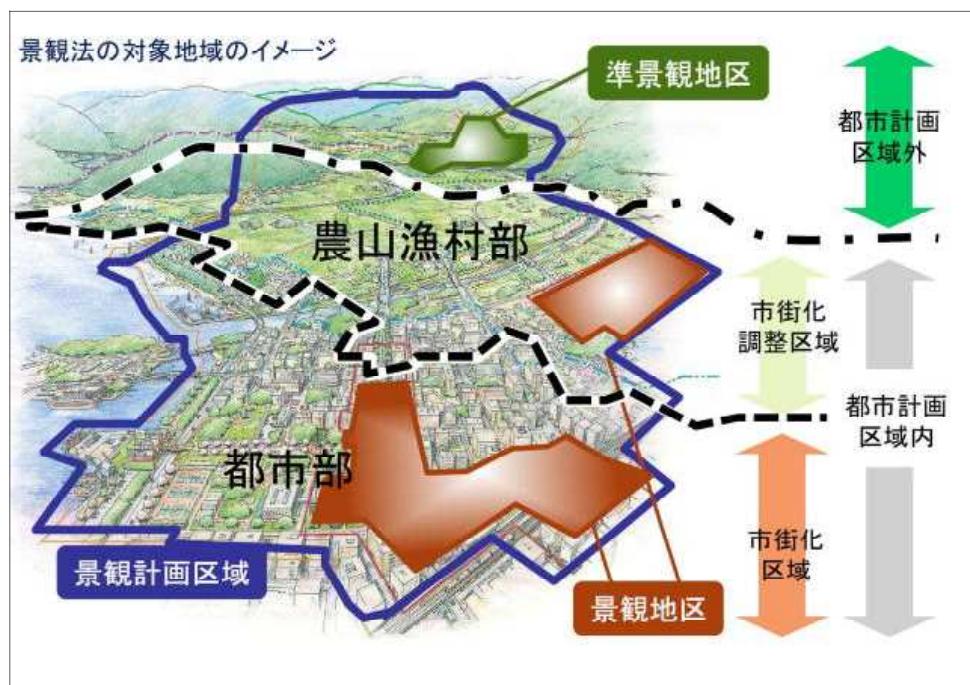
① 制度の概要

景観地区とは、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定めることができる地区で、景観法第61条に規定されています。

景観地区では、建築物や工作物の色やデザイン等の制限について、都市計画で裁量的・定性的な基準として定め、規制することが可能となります。建築物の建築等を行うためには、市の認定が必要となります。

建築物について定めることのできる制限は、形態意匠の制限（必須）に加え、必要に応じて高さの最高限度、最低限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度を定めることができます。認定制度や建築確認により制限への適合が担保され、適合しない場合は、停止や、是正のための措置を命ずることができます。工作物や開発行為等の行為についても、必要に応じて規制を行うことが可能となります。

準景観地区とは、都市計画区域および準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために定めることができる地区で、景観法第74条に規定されています。景観地区に準じた規制を行うことができます。



(資料：「景観計画策定の手引き」平成29年3月 秋田県建設部都市計画課)

② 市の取り組み

市は、地域の景観まちづくり活動の状況等を参考に、景観地区・準景観地区的指定について検討します。

(3) 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

① 制度の概要

地区計画の区域内における行為については、都市計画法に基づく届出・勧告制度により制限されています。また、建築物等の形態意匠について制限を設けた場合は、景観法に基づく条例を定め、認定制度を運用することにより、裁量的・定性的な内容を含む制限を行うことができます。

② 市の取り組み

市は、主に現在地区計画が定められ、かつ、建築物等の形態意匠について定められている地域について、制限を行うことを検討します。現在地区計画が定められていない地域については、都市計画の提案制度により、地区計画の決定について検討します。

令和3年10月現在で20地区について地区計画を定めています。

No	地区計画の名称	当初決定日	最終決定日
1	通町地区計画	平成5年2月18日	平成5年2月18日
2	秋田新都市老人福祉総合エリア地区計画	平成6年2月10日	平成6年2月10日
3	泉ハイタウン地区計画	平成7年12月12日	平成7年12月12日
4	山手台地区計画	平成9年12月9日	平成15年8月22日
5	外旭川小谷地地区計画	平成10年9月22日	平成11年4月1日
6	下新城中野地区計画	平成10年9月22日	平成26年7月25日
7	広面谷内佐渡地区計画	平成10年9月22日	令和3年2月25日
8	仁井田福島地区計画	平成10年9月22日	平成15年8月22日
9	桜台地区計画	平成10年9月22日	平成15年8月22日
10	仁井田本町地区計画	平成10年9月22日	平成13年2月7日
11	下浜桂根地区計画	平成10年9月22日	平成10年9月22日
12	下浜羽川地区計画	平成10年9月22日	平成10年9月22日
13	御所野堤台地区計画	平成17年4月12日	平成27年12月1日
14	土崎港中央四丁目地区計画	平成17年11月10日	平成17年11月10日
15	御所野下堤・元町地区計画	平成17年11月10日	平成17年11月10日
16	御所野元町地区計画	平成17年11月10日	平成17年11月10日
17	御所野地蔵田地区計画	平成17年11月10日	平成17年11月10日
18	南ヶ丘地区計画	平成19年11月29日	平成19年11月29日
19	南部ニュータウン	平成23年4月6日	平成23年4月6日
20	大町下肴町	平成26年12月8日	平成26年12月8日



地区計画の例
(御所野地蔵田等)

(4) 景観協定

① 制度の概要

景観協定は、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項について協定を締結するもので、景観法第81条に規定されています。協定を締結した場合、市長の認可を受けなければなりません。

景観協定では、建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地等の景観を構成する多様な要素について一体として定めることが可能となり、また、景観計画等の規制よりも厳しい規制内容とすることや、規制手法にはじまないソフトな事項について定めることも可能です。

② 市の取り組み

市は、地域の取り組みを受け、景観協定の締結について支援し、地域の土地所有者等全員の合意等の要件が整った場合、協定を認可します。

2 他法令に基づくまちづくりルール

(1) 都市計画法

① 風致地区

都市内の良好な自然景観が形成されている区域を保全するため、建築等の規制を行うもの。



風致地区の例（小泉潟公園男潟）

② 高度地区

日照や通風の確保や土地利用の増進のため、建物の高さについての制限を定めるもの。

③ 地区計画（再掲）

地区レベルのきめ細かいまちづくりのルールを都市計画として定めるもの。

④ 特別用途地区

地域の景観と密接に関連する土地利用に関し、地区別のコントロールを図るもの。

(2) 都市緑地法

① 市民緑地

土地所有者等と地方公共団体などが契約し、緑地や緑化施設を地域の人たちに公開するもの。

② 緑地保全地域

里地・里山など都市近郊の緑地について、緩やかな規制誘導により保全するもの。

③ 特別緑地保全地区

都市内の良好な自然環境となる緑地を、建築行為の制限等により現状凍結的に保全するもの。

④ 緑化地域

緑が不足している市街地等で、建築物の新築や増築を行う際に一定の緑化を義務づけるもの。

⑤ 緑化施設整備計画

民間施設の緑化計画を市町村長が認定し、税制の優遇措置により、緑化を推進するもの。

⑥ 緑地協定

土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する自主的ルールをつくるもの。

(3) 屋外広告物法

① 屋外広告物条例

都道府県や景観行政団体が条例を定め、屋外広告物の表示・掲出を規制するもの。

景観計画と景観施策との連携により、禁止地域等の追加指定や地域特性を配慮した許可基準などについて、検討します。

(4) 建築基準法

① 建築協定

土地所有者等の合意によって、建築基準法の基準よりもきめ細かな自主的ルールをつくるもの。より景観に重点を置いたまちづくりを進めたい場合は、景観協定を推奨するなど、目的に応じた使い分けを推奨します。



建築協定の例
(ハイタウン桜園地)

② 連担建築物設計制度

既存のまちなみを残すため、複数建築物を同一敷地にあるものとして建築規制を適用するもの。

(5) 文化財保護法

① 重要文化的景観

人々の生活や風土等を反映した文化的景観の中から優れたものを国が選定し、保全を図るもの。

② 登録有形文化財（建造物）

築50年以上経過し、一定の基準を満たした建造物の外観の保全と建物の活用を図るもの。



国指定文化財の例（三浦家住宅）

③ 重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区の中から優れたものを国が選定し、保全を図るもの。

第4章 その他良好な景観づくりに関する事項

1 景観法に基づく施策

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木について

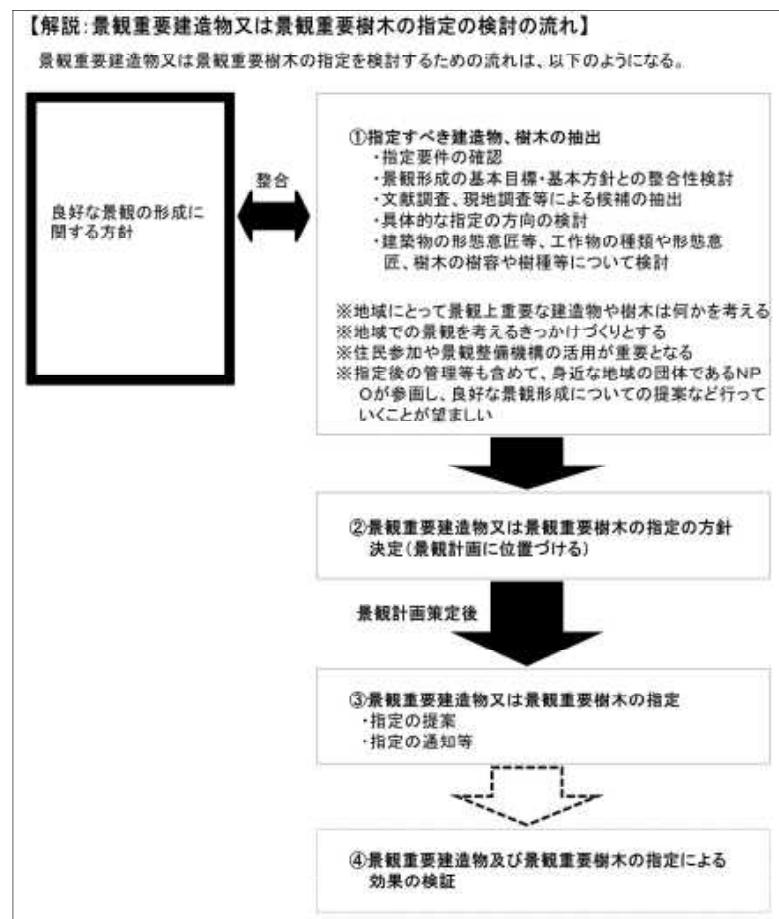
市は、公共空間から容易に見ることができ、景観形成上重要と認められる建造物（建築物または工作物）または樹木については、次の方針に該当する場合、所有者の意見を聴き、景観重要建造物または景観重要樹木として指定します。

また、指定した景観重要建造物・景観重要樹木については、屋外広告物条例に基づく禁止地域等に指定し、屋外広告物の無秩序な表示や設置を抑制します。今後、教育委員会等の関係機関と協力し、市の指定文化財や保存樹などを中心に指定の対象となる資源の発掘に努めるとともに、指定にあたっては、景観法に基づく所有者や景観整備機構による提案のほか、地域の景観まちづくり活動の成果が反映できるよう、市民協働による景観づくりの推進を図ります。

指定の方針

- ・地域の景観資源として、地域住民に親しまれているもの
- ・地域のランドマークとなるもので景観への影響が大きいもの
- ・地域の景観まちづくりの核となるもの

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定検討の流れ（参考）



（資料：「景観計画策定の手引き」平成29年3月 秋田県建設部都市計画課）

(2) 景観重要公共施設について

① 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、都市公園、港湾などの公共施設は、景観形成の軸となり、都市のイメージを作り上げるうえで大きな役割を果たします。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなる公共施設などについては、管理者と協議のうえ、景観づくりの方針に沿った整備や利用が図られるよう、本計画の中で景観重要公共施設と位置づけ、整備を推進します。

また、検討にあたっては、積極的に市民の参加を求め、市民協働による施設整備を図ります。

② 景観重要公共施設の整備の方針

◆ 道路

本市の公共施設の中で、特に市民の目に触れやすく、地域の景観に大きな影響を与える主要な幹線道路については、今後、以下の方針により管理者と協議を行い、整備に関する事項を検討します。

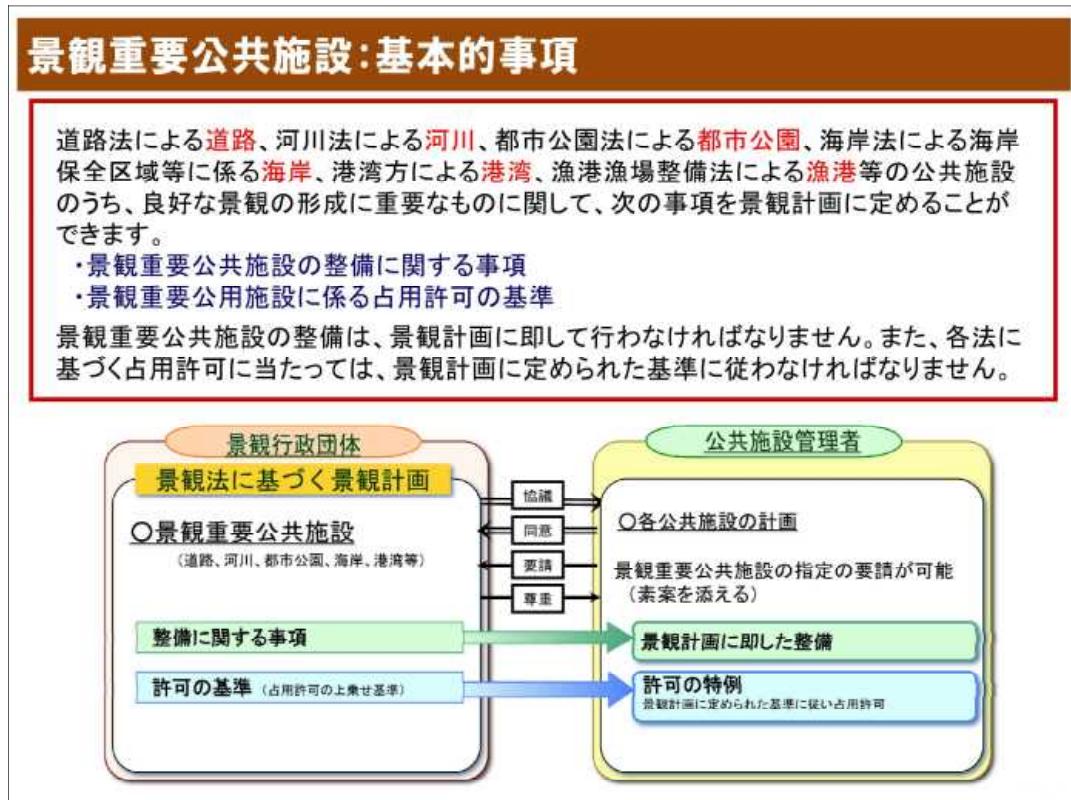
整備の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・道路附属施設の意匠・形態は、沿道の建築物等とのバランスを考慮する。 ・歩行者の安全性や快適性を重視した舗装・仕上げとする。 ・街路樹等の植栽により、沿道の緑化に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹には、地域の特性に即し、かつ維持管理が容易な樹種を選定する。 ・街路樹の剪定方法は、樹木の育成と美観、台風等による倒木防止、病害虫の予防などを考慮する。

◆ 都市公園

住民基幹公園や都市基幹公園などの都市公園については、市民に身近な憩いの場であり、都市景観の面からも緑の拠点作りを進めていく必要があります。今後、以下の方針により管理者と協議を行い、整備に関する事項を検討します。

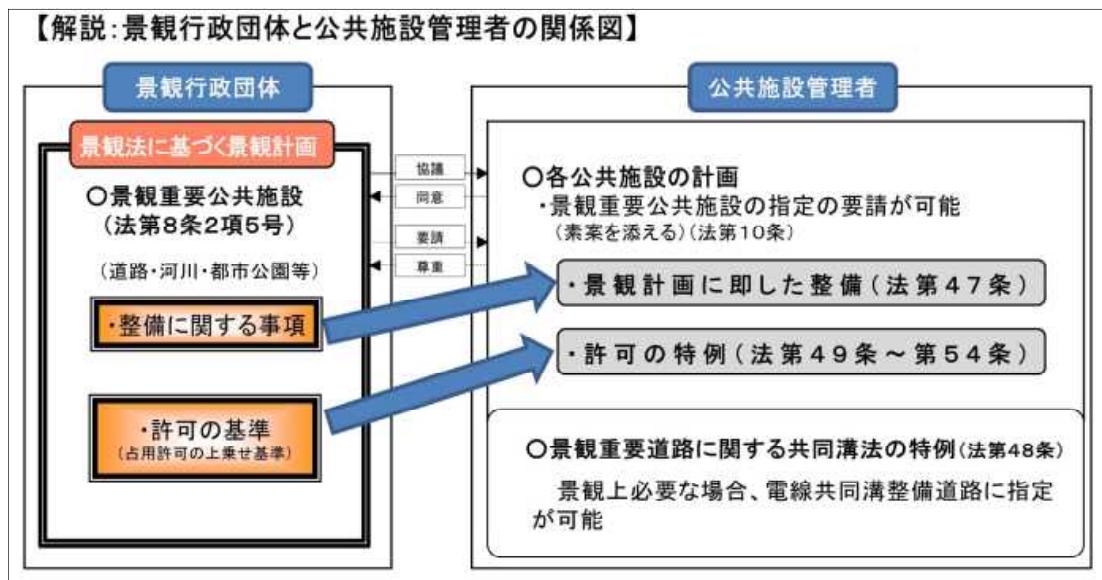
整備の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・永続性のある緑地を適正に配置するため、緑地率の増加を図ることとする。 ・植栽等の緑化については、地域の特性を生かした樹種を選定し、適切に維持管理するものとする。 ・樹木の剪定方法は、樹木の育成と美観、台風等による倒木防止、病害虫の予防などを考慮する。 ・はり札やはり紙などの違反広告物に対するパトロールを充実し、速やかに除却できる体制を整えることとする。

景観重要公共施設の基本的事項（参考）



（資料：「景観法アドバイザリーブック」 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）

景観行政団体と公共施設管理者の関係図（参考）



（資料：「景観計画策定の手引き」平成29年3月 秋田県建設部都市計画課）

(3) 景観農業振興地域整備計画について

農山村では、その土地ごとの風土に適応した農業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となってその地域の景観が醸成されています。一定の区域において景観と調和の取れた良好な営農条件を確保する必要がある場合は、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画により、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や農用地・農業施設の整備・保全の方向性などを定めることができます。

今後、同計画の策定を視野に入れ、地域の景観づくりの取り組みを促していきます。

(4) 景観協議会

「景観協議会」は、景観計画区域内の様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことができる場で、景観法第15条に規定されています。

本市では、歴史的なまちなみや景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、市、景観整備機構、公共施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和したまちづくりの検討等を行う場合など、住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む際に組織し、活用することを検討します。また、地域の景観まちづくりを実施する団体が住民合意を形成する過程で他の関係者の意見調整が必要な場合など、それを支援するための活用を検討します。

【解説：景観協議会の活用について】

景観計画区域内において、良好な景観形成のために、住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む場の提供を図るために組織できる協議会である。

【留意事項等】

- 一つの景観計画区域において、複数の課題が存在する場合は、それぞれの課題の関係者により構成される複数の景観協議会を組織して差し支えない。
- 景観協議会で決めた事項には、尊重義務が発生する。(法第15条第3項)

《景観協議会の構成例》

景観協議会を組織できる者	左記の者が必要と認めるときに加えることができる者
●景観行政団体	○関係行政機関
●景観重要公共施設の管理者	○建築関係団体
●景観整備機構	○観光関係団体
	○商工関係団体
	○農林漁業団体
	○電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者
	○住民
	○その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者

《景観協議会を設置する場合の想定例》

【設置が想定されるケース①】

シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来、景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺の街が一体となって景観形成を推進する場合。

【参画が想定される主体】

景観行政団体、当該公共施設の管理者、建築関係団体、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民 等

【想定される検討内容】

景観重要公共施設としての整備方針及び占用の許可方針の検討、オープンカフェの設置、運営方法等、周辺地域を含めた景観形成のあり方 等

【設置が想定されるケース②】

鉄道駅周辺等の交流拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進する場合。

【参画が想定される主体】

景観行政団体、駅前広場の管理者、鉄道事業者、バス事業者、建築関係団体、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民 等

【想定される検討内容】

駅周辺の景観計画の案の検討、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等の関係者の協働による景観形成・地域活性化策 等

【設置が想定されるケース③】

歴史的な街並みや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進する場合。

【参画が想定される主体】

景観行政団体、景観整備機構、公共施設管理者、建築関係団体、地域住民、観光協会、周辺事業者 等

【想定される検討内容】

歴史的な街並みの景観形成基準の検討や、景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和したまちづくりの検討 等

(資料：「景観計画策定の手引き」平成29年3月 秋田県建設部都市計画課)

(5) 景観整備機構

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人やNPOなどについて、市がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度で、景観法第92条に規定されています。「景観整備機構」は、専門的情報の提供やコーディネート、景観重要建造物等の管理や指定の提案、景観計画の提案等に加えて、これらを通じた人材育成を行い、住民主体の持続的な取り組みを支援することができます。

今後、既存のまちづくりNPOへ申請を働きかけるほか、地域の景観まちづくり活動を行う団体への支援を通じ、指定候補の育成に努めます。

【解説：景観整備機構の活用について】

良好な景観の形成を促進するためには、地域住民のなかに積極的に入り込んでこれらを支援する組織が必要と考えられる。景観整備機構は、NPOや公益法人等による住民主導の継続的な取り組みを支援する組織として位置づけられたものである。

例えば、行政が実施しにくいソフトな施策について、景観整備機構が役割分担することで、ソフトとハードを含めた総合的な景観づくりの取り組みが可能となる。

【解説：景観整備機構の指定について】

景観整備機構は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体と役割分担しながら、共に良好な景観の形成を図るものであり、景観行政団体は、この趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。

《景観整備機構の業務例》

- ア) 良好的な景観の形成に関する事業を行なう者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他援助を行うこと
 - イ) 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと
 - ウ) 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画の定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること
 - エ) 上記ウ) に規定する事業に有効に利用できる土地で施行令（第19条）で定めるもの取得、管理及び譲渡を行うこと
- 施行令第19条で定める土地は、次に掲げる土地を指す。
- ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業の用に供する土地
 - ・景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地
 - ・上記イ) 及びウ) に規定する事業に係わる代替地の用に供する土地
- オ) 景観農業振興地域整備計画の区域（法第55条第2項第1号）内にある土地を、景観農業振興地域整備計画に従って利用するために、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地利用についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと
- カ) 良好的な景観の形成に関する調査研究を行うこと
- キ) これらのほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと

《景観整備機構の活用例》

- ・歴史的市街地では、歴史的建造物群保存協会などの地元NPO法人や公益法人などを「景観整備機構」に位置づけ、所有者との管理協定のもと、建造物の管理委託を行い、所有者の負担を軽減することが可能である。
- ・地方都市の中心市街地では、ハード整備だけではなく、総合的なタウンマネジメントも必要であることから、地域で活動するNPOを「景観整備機構」に位置づけ、公的空間の維持管理、イベントの実施などのタウンマネジメントを積極的に推進することが考えられる。
- ・良好な環境を有する低層住宅地では、地域の樹木の維持管理を行っている地元のNPO団体である緑を守る会などを「景観整備機構」に位置づけ、その活動を推進するとともに、景観上重要な樹木を景観法に基づく「景観重要樹木」に選定し、法的根拠の下、木の伐採を抑止していくことが考えられる。

（資料：「景観計画策定の手引き」平成29年3月 秋田県建設部都市計画課）

2 関連施策の活用

市では、景観向上に関する様々な施策を行っています。これらと連携し、活用することでより効率的な景観づくりを行っていきます。

(1) 緑の保全・創出

① 都市緑化関連施策

◆ 緑化重点地区

「秋田市緑の基本計画」における緑化重点地区の公園の再整備を行い、地域防災を含めた都市緑化の推進を図ります。



緑化重点地区の例

◆ 緑のまちづくり活動支援基金による支援

「緑のまちづくり活動支援基金」は、市民団体等による身近な緑や広場づくりなどの緑化活動を支援することを目指し、市民・企業のみなさんからの寄付、秋田市からの拠出により創設されました。

この基金では、市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。



(資料：「緑のまちづくり活動支援基金 イメージ図」財団法人秋田市総合振興公社HP)

◆ 都市公園整備事業

地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業です。

◆ 緑地協定制度

市民や開発事業者が自らの発意で協定を締結し、市街地・住宅地などの緑地を保全・創出するため、協定の認可と指導を行います。

◆ 緑化施設整備計画認定事業

建築物の屋上、空地その他の敷地内の良好な緑化施設の整備に関する計画を市長が認定し、支援する制度で、都市の緑地を推進するため、引き続き周知を図っていきます。

◆ 市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度で、導入について検討していきます。

◆ 公園愛護協力会の結成促進

町内会などが地域の公園管理を自主的に行うための公園愛護協力会の新規結成促進を図ります。

公園愛護協力会の活性化策の検討を行い、解散防止を図ります。



公園愛護協力会の活動の様子

◆ 花と緑の相談所の充実

多くの市民から草花などの植栽管理について相談が寄せられており、市民の緑化に対する啓発をするため、相談所の充実を図ります。

緑化に関する指導者育成について検討していきます。

② ほか

◆ 街路樹愛護会の結成促進

市と地域住民が協力して街路樹の愛護活動を行うため、街路樹愛護会の新規結成促進を図ります。



街路樹愛護会の活動の様子

◆ 森林病害虫等防除事業

市では、防砂林等の重要な森林を保全するため、「松くい虫被害の拡大を防止するための地上からの薬剤散布」、「松くい虫・ナラ枯れ被害が発生している公益性の高い松林やナラ林における防除の実施」、「町内会単位で松くい虫の共同防除を実施する町内会への薬剤交付」を行っているほか、森林景観の維持保全を図るため枯死した樹木の伐倒処理を実施しています。また、県でも松くい虫防除対策事業を実施しています。これらを推進し、緑の景観の形成を図ります。

◆ 空き家・空き店舗

市では、まち全体の景観に悪影響を与えている空き家や空き店舗について適正管理を推進し、景観の保全を図ります。空き家対策基本方針と合わせ、秋田市空き家等の適正管理に関する条例を策定しました。空き家バンクによる有効活用を通じて公衆衛生の環境改善、秋田市中心市街地空き店舗データベースにより利用希望者に情報提供、秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金により危険な空き家等を撤去する費用の一部を補助しています。

◆ 空き地

市では、良好な生活環境の確保や環境美化のため、空き地（空閑地）の適正な維持管理を図るため、秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づき、土地所有者に助言や指導を実施しています。

◆ 景観改善推進事業（国土交通省都市局）

魅力的かつ住みよい「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定する市町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性や観光立国の実現等を図るもので

◆ 街なみ環境整備事業（国土交通省住宅局）

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図るもので

(2) 田園景観の保全

① 農地の保全

市内の農地は、稲作を中心に生活を支える基盤であるとともに、都市に身近な生物生育空間となっています。また、米どころ秋田を象徴する田園風景の創出、地下水源の供給等多面的な機能を持っています。この機能を維持するためにも、農業振興地域の継続的な指定による良好な農地の保全に努めます。



高尾山からの眺望

② 耕作放棄地対策

耕作放棄地は、農業従事者の高齢化や担い手不足、生産調整の強化などにより、全国的に増加傾向にあり、農業生産の低下や良好な環境、景観保全など農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。

また、世界的に食料危機が深刻化するなかで、国民への食料供給力の向上が強く求められており、優良農地の確保と耕作放棄地の有効活用が重要な課題であることから、国では耕作放棄地の再生利用に向けた各種支援を行っており、市内でも耕作放棄地が増加するなかで、食料自給率の向上に向けた取り組みを行っており、市内の農地の利用状況の調査を目的とした「利用状況調査」を毎年実施しています。

この調査結果を踏まえて、農地中間管理事業や基盤整備事業を通じた農地集積・集約化の促進、中間地域等における耕作放棄地の防止活動への支援など、耕作放棄地の発生抑制に向けた対策を進めることとしており、良好な田園風景の保全・推進に努めます。



(3) 魅力ある景観の保全・創出

① 観光施策との連携

太平山や千秋公園、セリオン、赤れんが館、旧金子家住宅などの本市の景観資源は、一方で観光資源として捉えられるものが多くあり、景観施策と観光施策は密接不可分の関係にあるといえます。

そのため、本計画では、自然や歴史・文化資源はもとより、人の暮らしぶりである生活環境を活かした観光都市としての景観整備を進めます。

② 文化財の保存と活用

郷土への理解を深め、価値を再認識できるよう歴史的な文化資産を大切に保存し活用するため、本市では文化財保護法、秋田県および秋田市文化財保護条例に基づく文化財指定など、歴史的・文化的資産の保存・活用に積極的に取り組んでいます。

こうした歴史的・文化的資産は景観の観点からも貴重な景観資源と捉えられるものが多くあることから、文化財保護行政と連携をとりながら、景観重要建造物の指定を検討するなど景観の向上を図ります。



嵯峨家住宅（国指定文化財）

③ 無電柱化

道路から電柱・電線をなくす電線類地中化については、①安全で快適な歩行空間の確保、②都市防災対策として緊急避難路の確保、③歴史的な街並みの保全および都市景観の確保、④情報ネットワークの信頼性の確保を主な目的として昭和61年度から3期にわたる「電線類地中化計画」と「新電線類地中化計画」、さらに「無電柱化推進計画」に基づき、市道川尻広面線(平成13年度～平成16年度完成、平成21年度～平成26年度完成)、市道大堰反線(平成17年度～平成19年度完成)、市道秋田環状1号線(平成19年度～平成23年度完成)、市道川尻ハ橋線(平成27年度～平成30年度完成)、都市計画道路千秋久保田町線（平成30年度～令和元年度完成）を実施しました。

また、市道川尻総社通り線（令和元年度～令和8年度）についても引き続き整備を推進していくこととしています。

これらの事業は景観へ与える影響が大きいことから、国や県とも連携を図り、良好な街路景観の創出を推進します。地域の景観まちづくり活動に取り組む地区については、関係事業者に軒下配線や裏配線などによる無電柱化を働きかけていきます。



着工前



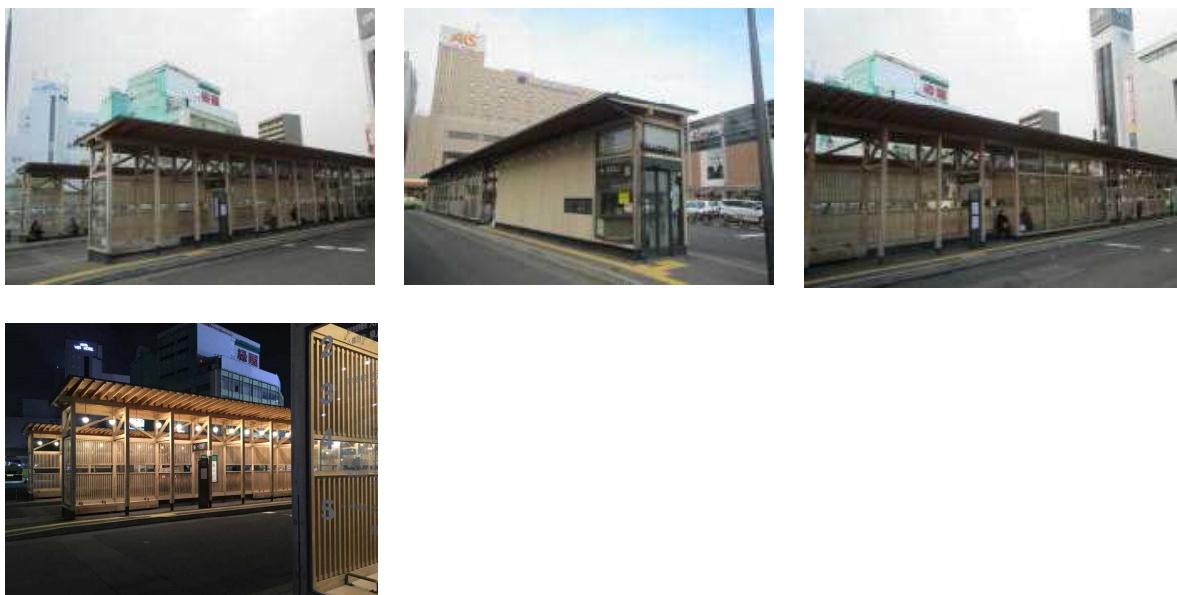
完了

(秋田市道川尻広面線)

④ 秋田杉の地域資源の活用(秋田杉街並みづくり推進事業等)

本市では、市の面積の5分の1を超える杉林（民有林）をはじめ豊富な森林資源を有しており、「秋田杉街並みづくり推進事業」として、秋田杉という新たな地域資源をいかしたまちの魅力づくりに取り組み、産（社団法人秋田県建築士会、秋田県木材産業協同組合連合会）・学（秋田公立美術工芸短期大学）・官（秋田市）連携による秋田駅西口駅前広場バス乗り場修景整備工事を実施しました。

秋田杉の活用については、上記のほか、市民団体などによる取り組みも見られるようになってきたことから、今後、市民との協働により進めることとなり、市の景観づくりにおいても連携を図るものとし、第1編の「景観づくりの個別方針」中央地域の「秋田駅西口周辺」に定めたように、秋田市の顔を意識した、魅力ある景観形成を図ります。



(資料：秋田駅西口バスターミナル)

第3編

市民協働の景観まちづくりに関する事項

第3編では、景観づくりの基本方針の一つである「市民協働による景観づくり」を具体的に推進するため、市民が積極的に地域の景観まちづくりに参加し、取り組んでいくための仕組みについて定めます。

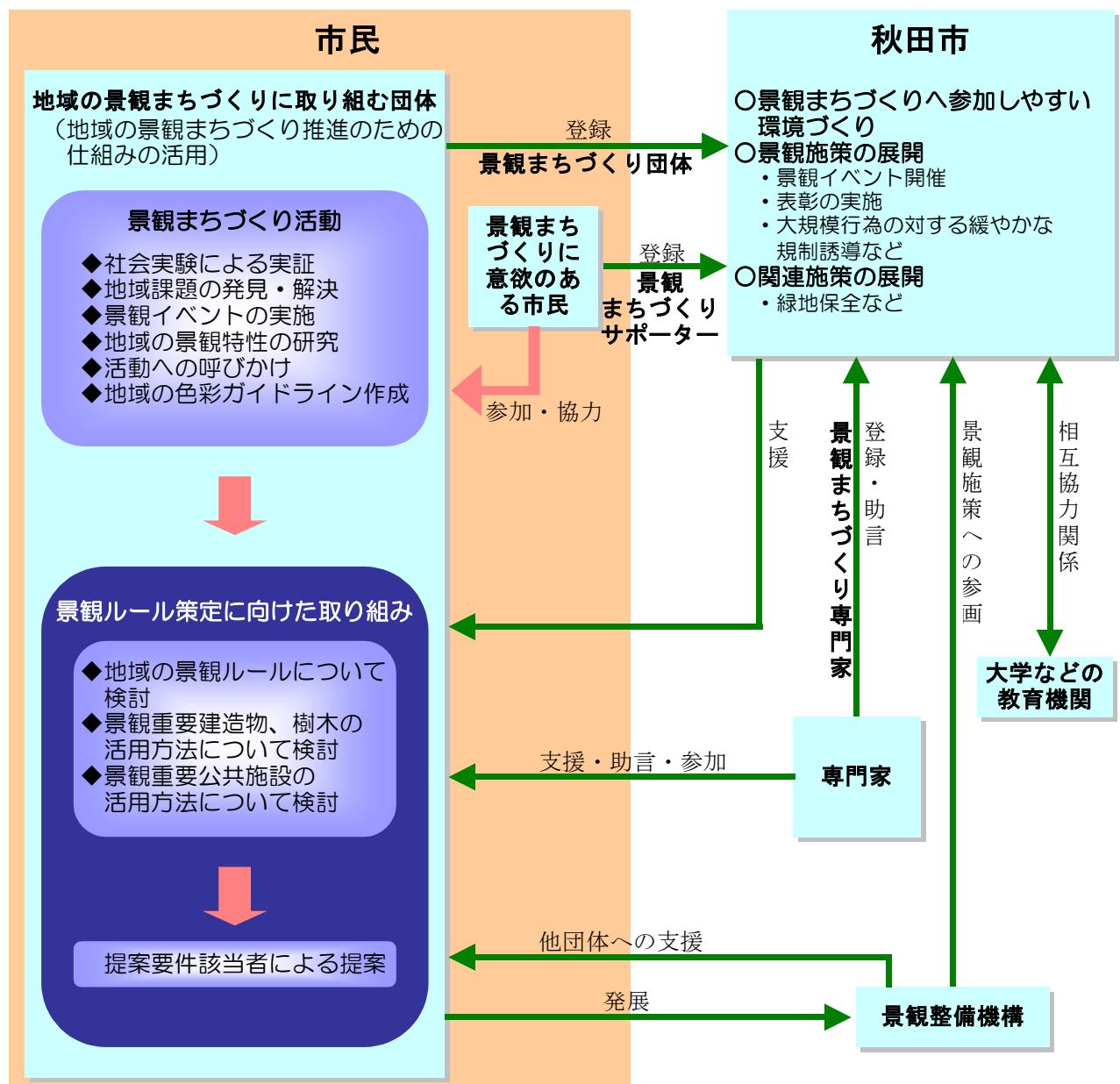
- 第1章 市民協働による景観まちづくりに向けて
- 第2章 景観まちづくりへ参加しやすい環境づくり
- 第3章 地域の景観まちづくり推進のための仕組み
 - 1 景観まちづくり専門家の登録
 - 2 市民による景観まちづくり活動への支援
 - 3 地域による景観ルールの提案

第1章 市民協働による景観まちづくりに向けて

市民協働による景観づくりを推進するため、市では、支援制度などの制度的な仕組みを整え、地域の景観まちづくりに意欲のある市民を重点的にサポートしていきます。

下図のとおり、地域の景観まちづくりに取り組む団体は、多様な主体の参加・協力を得ながら、景観ルールの策定に向けて活動することができます。

市民による景観まちづくり推進のイメージ



第2章 景観まちづくりへ参加しやすい環境づくり

市は、市民の取り組みをサポートするとともに、市民が景観まちづくりに参加しやすい環境をつくるため、次のこと取り組んでいきます。

(1) 地域の景観まちづくり推進のための仕組みづくり

景観まちづくりに興味がある市民や、実際に取り組みたいと思っている市民が積極的に参加できるよう、市民や団体の登録を行い、登録者への取り組みを支援します。

(2) 景観イベントの開催

シンポジウム等のイベントを適時開催することにより、景観への関心を高めます。

(3) 景観マップの公表・配付

本計画の策定に際し、大勢の市民の参加により、地域の景観資源の掘り起こしを行い、マップに取りまとめました。内容を公表・配付したところ、多くの問い合わせが寄せられ、好評を博したところです。

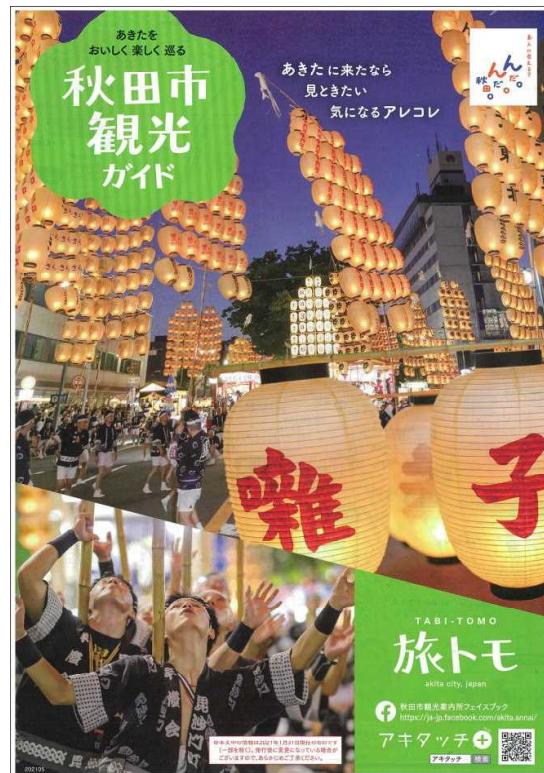
その後、令和3年に新たな景観資源などの発掘などを目的に再度意見募集を実施し、内容を見直ししています。

今後は、「あきた羽州街道」ガイドブックや「秋田市観光ガイド」などと連携し、市内の活性化と併せ景観や歴史的建造物への関心を高めます。

「あきた羽州街道」ガイドブック



「秋田市観光ガイド」



(4) 表彰制度

地域の景観まちづくりに貢献している団体や個人を表彰することにより、市民の景観まちづくりへの意欲向上を図ります。

秋田市景観条例の表彰に関する規定に基づき、市民が選ぶ都市景観賞や道路愛称、景観写真展などによる表彰を行っていますが、地域の景観まちづくりを推進していくため、引き続きそれに寄与する団体や個人の表彰についても取り組んでいきます。

(5) 広報活動

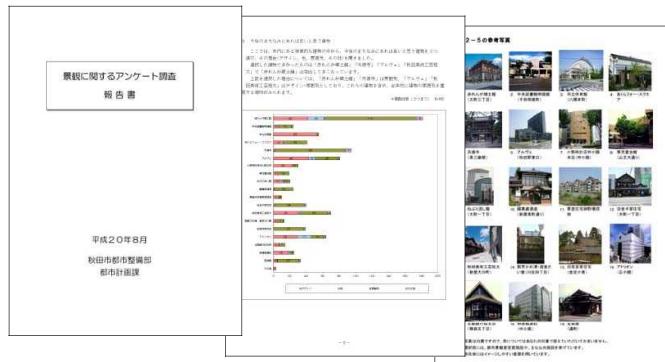
市民の景観まちづくりや市の景観施策を紹介するリーフレット等の作成、市の広報やインターネット、ツイッターの活用により、景観に関する情報を積極的に発信していきます。

「地域の景観まちづくり推進のための仕組み」である登録・支援制度について広く周知を図り、また、関連する市民や団体に呼びかけ、仕組みの活発な活用を図ります。

(6) 学官連携による景観施策の展開

計画策定にあたり進めてきた学官連携を今後も引き続き、景観まちづくりの施策展開に活用していきます。

「景観に関するアンケート調査」(平成20年7月)での連携



(7) 相談体制

景観まちづくりや建築物の建築といった景観に関する相談窓口のPRを進めるとともに、寄せられた相談に対し、関係機関との調整や専門家の紹介など、適切な対応の検討を進めます。

(8) 紛争処理体制

景観に関する紛争に対応するため、秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例の規模要件にかかわらず、景観に関する様々な助言・調査や秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会へ専門的な意見を求めるなど、事前・事後の相談体制の充実を図ります。

また、高さ10m（商業地域、工業地域もしくは工業専用地域または用途地域の指定のない区域については15m）を超える建築物等の建築については、秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例に基づき、建築主等は近隣説明会のが義務づけられ、近隣住民の意見を述べることができる仕組みが整っています。

なお、景観に関する紛争を予防するためには、地域の景観ルールづくりなど、地域による日頃からの取り組みがとても重要です。市では、地域の景観まちづくり活動を積極的に支援し、景観紛争の予防に努めます。

第3章 地域の景観まちづくり推進のための仕組み

市は、第2章の(1)で掲げた「地域の景観まちづくり推進のための仕組みづくり」として、景観まちづくりに興味がある市民や、実際に取り組みたいと思っている市民が積極的に参加できるよう、市民や団体の登録を行い、登録者への取り組みを支援します。

また、取り組みに対する支援として、景観まちづくりについて専門的な観点からの助言等が得られるよう、専門家の登録も行います。



1 景観まちづくり専門家の登録

(1) 登録

市に登録した団体が景観まちづくりを行ううえで、専門家の助言等を容易に得ることができるよう、景観や景観まちづくりについて豊富な知識や経験を持つ専門家が市に登録するしくみをつくります。また、専門家は知識や経験をいかし、市の景観施策等に対し助言等を行うことができます。

専門家の例

- ◆ 学識経験者、事業者など

専門分野の例

- ◆ 景観、まちづくり、都市計画、建築、デザイン、色彩、歴史、文化など

専門家の取り組み例

- ◆ 登録団体への助言・協力等
- ◆ 景観まちづくりに関する調査・研究等
- ◆ 景観に関するシンポジウム、セミナー等での講演
- ◆ ワークショップ等の景観形成活動の企画・運営
- ◆ 市が行う景観施策への助言・協力等

(2) 景観まちづくり専門家への市の支援

- ◆ 市が所有する景観まちづくりに関する調査・研究目的のデータ提供
- ◆ 景観まちづくりに関する講演会等の開催サポート
- ◆ 広報誌等での活動PR
- ◆ 市に登録した団体等との交流サポート

2 市民による景観まちづくり活動への支援

市では、景観まちづくりに興味がある市民や、実際に取り組みたいと思っている市民が積極的に参加できるよう、団体やサポーターの登録を行い、取り組みを支援します。

(1) 登録

① 景観まちづくり団体の登録

地域の団体が市に登録し、地域の景観まちづくりに関する知識取得や地域の景観ルールづくりなどに取り組むことができる仕組みです。

登録団体の活動が活発化し、景観整備機構の指定を受けることにより、他の団体等への支援等を行うことも可能となります。

分類	取り組み内容の例
景観まちづくり活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会実験による実証 ◆ 地域課題の発見と解決に向けた取り組み ◆ まち歩きなどの景観イベントの実施による地域の景観資源の発掘 ◆ 講演会等で活動実績を発表 ◆ 地域の景観特性の研究 <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の検討、景観資源の発掘、地域の歴史や文化の発掘・再発見 ◆ 景観まちづくり活動への呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・身近な人達への活動参加の呼びかけ ・活動の積極的なPRによる意識高揚 ・他の景観まちづくり団体との連携 ◆ 地域の色彩ガイドライン作成
景観ルール策定に 向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民合意に向けた取り組み（説明会の開催、アンケートの実施等） ◆ 景観イベントの実施による意識高揚 <ul style="list-style-type: none"> ・景観イベントを独自に企画・実施 ・景観マップ作成 ◆ 景観ルールの検討・作成 <ul style="list-style-type: none"> ・「景観まちづくり地区」「景観地区（準景観地区）」「地区計画」「景観協定」といった地域の景観ルールの作成 ・建造物や樹木などの景観資源について、「景観重要建造物」「景観重要樹木」の活用方法の検討 ・街路や河川等などの公共施設について、景観資源としての活用方法の検討

* 地域の景観まちづくり活動は、地域の状況や団体の成熟度により様々な形態が予想され、上記の取り組みはほんの一例です。

【景観まちづくり団体】※令和3年10月現在

- 1 特定非営利活動法人新屋参画屋
- 2 草生津川コスモスロード実行委員会
- 3 新城川桜植樹会
- 4 特定非営利活動法人リコリス
- 5 クリスマスローズの里・友の会

活動例：新屋表町通り景観まちづくり

新屋表町通りでは、地域住民等が中心となり、通りの景観向上や活性化をめざし、景観まちづくり活動の拠点づくりや、通りに面する空き地の補間、地域の景観シンボルづくりなど、色々なことに取り組んでいます。

(資料：「新屋表町通りの情景づくり」平成20年3月 新屋表町通り活性化推進委員会リーフレット)

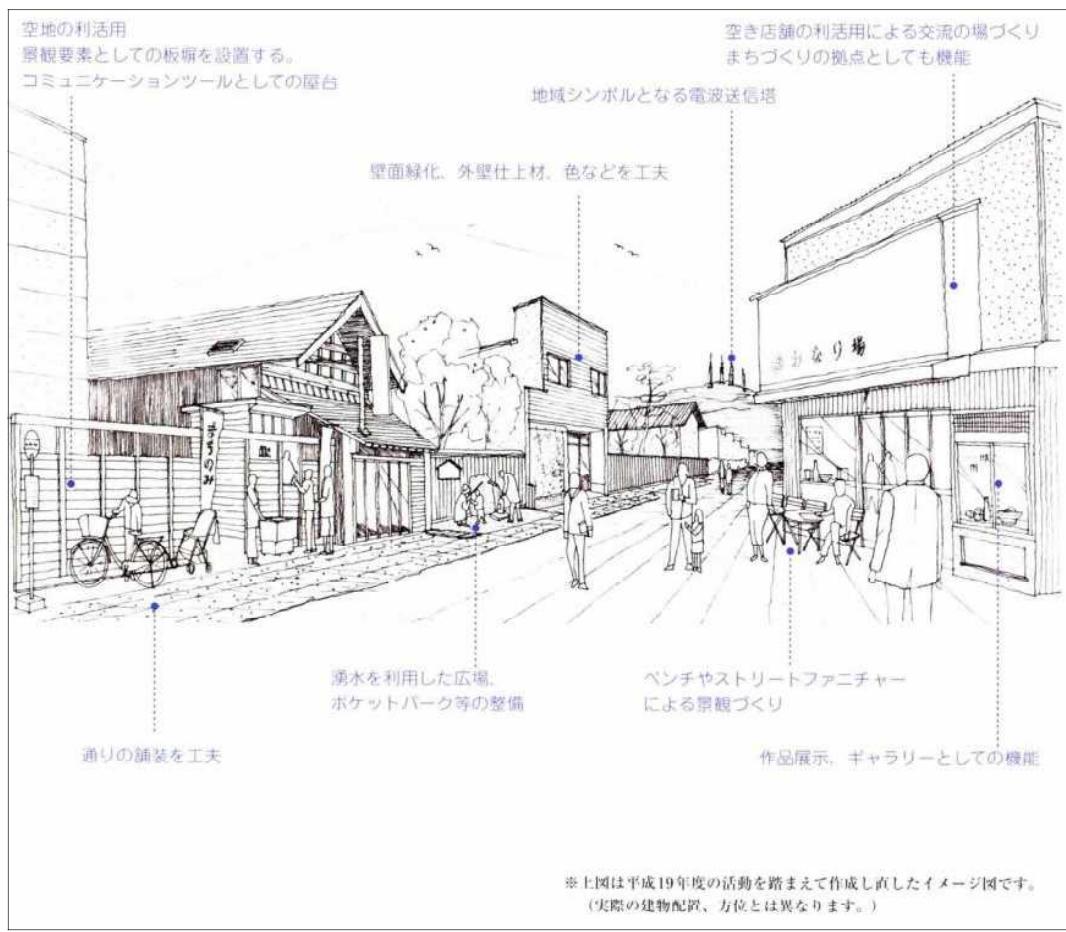
景観まちづくり活動の拠点を整備・運営し、交流の場などにも活用



通りに面する空き地を補間し、イベント会場としても活用



地域のめざす姿として、景観ガイドラインを作成



② 景観まちづくりサポーターの登録

景観まちづくりに興味があり、取り組みに参加したいという市民が、市に登録し、サポーターとして景観まちづくりなどに参加できる仕組みをつくります。

登録者同士が仲間になることや、先導することなどにより、団体を結成して地域の景観まちづくりに積極的に取り組むことが期待できます。

市は、サポーターに対し、個別の情報提供や登録団体等との交流のサポートなどを行います。

サポーターの取り組み例

- ◆ 景観イベント（まちあるきやワークショップ等）への参加・サポート
- ◆ 景観イベントの企画
「まちあるき」など景観まちづくりに関連するイベントの企画・提案
- ◆ 景観ブログの運営
市が提供するインターネットの仕組みを活用し、景観ブログや景観サイトなどを運営

活動例：伊勢崎市景観サポーター

伊勢崎市では、市民ボランティアとして伊勢崎市と協働しながら景観まちづくり講演会などのイベント開催、景観情報誌の発行、まちづくり先進地の視察など、良好な景観の形成に向けた活動を通じ、広く市民の意識啓発や市民目線による提案を行って、伊勢崎市の景観行政をサポートしています。

(資料：伊勢崎市HP)



(2) 地域の取り組みに対する支援

① 支援制度

(1) 景観まちづくり活動支援助成金

市民協働による景観づくりを具体的に推進するため、地域の景観まちづくりに取り組む団体やグループに対する支援を行い、地域の特性を活かした景観の向上を図ることを目的とするもので、景観まちづくりに興味がある市民や、実際に取り組みたいと思っている市民が積極的に参加ができるように設けた制度です。

支援内容一覧

支援内容	
情報提供	景観まちづくり制度に関する情報提供 他の助成制度などの情報提供
	登録者の活動に関する情報提供 他の登録団体や個人の活動成果・他都市事例の提供
イベント関連	市が開催する景観まちづくりに関するイベント等について個別に情報提供 公報等による周知に加え、個別に情報発信することにより、積極的な参加等を促します
	景観まちづくりに関するイベント等の開催サポート 実施方法や周知、会場の斡旋など
広報	広報誌等による活動PR 景観まちづくり団体や景観まちづくり専門家等の活動をPRします
交流	市に登録した景観まちづくり専門家・団体・サポーター間の交流や参加協力の斡旋 仲間づくりや人材発掘に役立ちます
助成	景観まちづくりに関する活動経費の一部助成 会議の開催、社会実験の実施、アンケートの実施など
その他	景観まちづくりに関する一般的な相談・助言 組織運営・設立についても受け付けます
	景観まちづくりに関する技術的支援 地域課題の発見、景観ルール策定の際のポイントなど
	景観まちづくり専門家による支援 専門家による専門的な観点からの助言

【支援限度額】

- ・ 1会計年度 1団体 50万円
- ・ 1団体 5年間で150万円まで

【助成対象の活動】

活動の種別	助成額	活動例
会議の開催	全額	合意形成に向けた打合せ
ワークショップの開催		景観の保全・活用・創造のテーマ
アンケート調査		意識調査アンケート
景観資源の調査		まち歩き、景観マップ作成
指針・プランづくり	経費の1／2	景観協定、ガイドライン
景観イベントの開催		シンポジウム、講演会、フォーラム
景観に関する社会実験		有効性の検証などのための社会実験

(2) 秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金

地域の特性を活かした景観づくりを推進するため、地域にある伝統的な町家などの歴史的建造物や良好な景観の形成に重要な樹木に対し、保存していくために設けた制度です。

【助成対象】

歴史的建造物・景観重要建造物・景観重要樹木

【補助内容】

種別	項目	内容	例	限度額
建造物	ア 修理・改修	当該建造物本体に要する修理・改修	屋根葺き替え、外壁張り替え、構造部分修理	300万円
	イ 外観修景	当該建造物に付帯して屋外に露出している各種設備	門および塀の修繕	200万円
	ウ 景観阻害要因解消		屋外広告物改善、建築設備への目隠し	
	エ 基本設計・実施設計	ア～ウに係る設計		50万円
樹木	オ 樹形の整形等	剪定及び枝の処理等		30万円
	カ 害虫駆除	薬剤の散布、注入		

- ・補助率はすべての項目について、2分の1
- ・上記各項目を組み合わせて申請
- ・同一の建造物に係る補助金の限度額は、10年間で550万円
- ・同一樹木に係る補助金の限度額は、10年間で30万円

【助成の実績】

実施年度	補助種別	地区	建築年代	主要用途	行為の内容
平成23年度 ～25年度	歴史的建造物	土崎	大正	店舗兼住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替え（H23） ・外壁の張り替え（H24） ・塀改修（H24） ・自動販売機屋根撤去（H24） ・木製看板・のれん改修、 ・自動販売機改修（H25）
平成23年度	歴史的建造物	新屋	大正	店舗兼住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替え ※国登録有形文化財
平成24年度 平成26年度	歴史的建造物	保戸野	大正	門・板塀	・門・板塀の修理
平成24年度	歴史的建造物	南通	明治	土蔵	・壁修復

第3編 市民協働の景観まちづくりに関する事項

実施年度	補助種別	地区	建築年代	主要用途	行為の内容
平成26年度	歴史的建造物	大町	明治	店舗	・屋根の葺き替え ※国登録有形文化財
	歴史的建造物	新屋	明治～昭和	店舗兼住宅	・屋根の塗り替え ・水汲み場前竹垣改修等 ※国登録有形文化財
	歴史的建造物	新屋	昭和15年頃	事務所兼住宅	・外壁改修 ・二階建具改修、補修等
平成27年度	歴史的建造物	新屋	明治～昭和	店舗兼住宅	・木造軸組一部改修・補強 ・勝手口の改修
平成28年度	歴史的建造物	新屋	明治～昭和	店舗兼住宅	・酒造工場屋根漏水補修等 ※国登録有形文化財
平成29年度	歴史的建造物	新屋	明治～昭和	店舗兼住宅	・土蔵外壁改修（漆喰塗仕上げ） ※国登録有形文化財
	歴史的建造物	保戸野	大正	門・板塀	・門・板塀の修理
	歴史的建造物	土崎	大正	店舗兼住宅	・瓦屋根補修
平成31年度	歴史的建造物	太平	江戸	門・板塀	・門・板塀の修理
令和2年度	歴史的建造物	新屋	昭和17年頃	住宅	・外壁の修理

【助成の実績】

(実施前)



(実施後)



② 景観法に基づく制度活用による支援

◆ 景観協議会の活用

地域の景観ルールは、他者の所有する建物や工作物等に及ぶ場合が多いため、合意形成の過程で様々な関係者との協議や意見調整を必要とする場面が予測されます。例えば、商店街では、個人商店主や事業者、道路等の公共施設の管理者、電柱等を所有する電気事業者など様々です。こうした良好な景観づくりのための協議の場として、景観法では景観協議会を組織できるとしており、これを活用し、取り組みへの支援を行います。(制度の概要は67ページに記載しています。)

◆ 景観整備機構の推進

景観整備機構は、景観計画の提案や景観重要建造物や景観重要樹木の指定の提案・管理などのほか、他者への助言・援助、景観協議会への参加など、景観形成に関し幅広く活動する機会が与えられます。

市では、景観まちづくり団体の活動持続や団体間交流を含めた市内全体での景観まちづくりの活発化を図るため、登録団体を中心に指定候補の育成に努めます。(制度の概要は68ページに記載しています。)

3 地域による景観ルールの提案

(1) 概要

第2編第3章にあるように、地域の景観特性に応じたきめ細かいルールを定め、景観まちづくりを推進することができます。こういった地域のルールの策定には、対象となる地域住民の意欲や合意形成が不可欠であることから、市は、地域の取り組みへの支援を通じて得られた地域からの提案等を受け、ルールの策定等について検討や必要な手続等を行います。

支援制度・登録制度と連携して進めるため、景観法に基づく提案制度の拡充等により、積極的に提案制度の運用を図ります。

(2) 内容一覧

① 地域の景観ルールの提案

地域の景観まちづくりに関する取り組みをルール化し、提案できる仕組みをつくります。

提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ルールの対象となる地域 ◆ ルールの種類・内容等 																				
制度一覧	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ルール・制度</th> <th style="text-align: center;">提案等の同意要件</th> <th style="text-align: center;">提案制度の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 景観まちづくり地区</td> <td style="text-align: center;">提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要</td> <td style="text-align: center;">景観法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 景観地区☆</td> <td style="text-align: center;">提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要</td> <td style="text-align: center;">都市計画法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 準景観地区</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">提案制度対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 地区計画☆ (建築物等の形態意匠の制限)</td> <td style="text-align: center;">提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要</td> <td style="text-align: center;">都市計画法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 景観協定</td> <td style="text-align: center;">締結の際、区域内の土地所有者等は、土地所有者等全員の合意および市の認可必要</td> <td style="text-align: center;">提案制度対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">☆のついているルールは、都市計画法に基づく住民提案制度により提案することができます。</p>			ルール・制度	提案等の同意要件	提案制度の規定	① 景観まちづくり地区	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	景観法	② 景観地区☆	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	都市計画法	③ 準景観地区	なし	提案制度対象外	④ 地区計画☆ (建築物等の形態意匠の制限)	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	都市計画法	⑤ 景観協定	締結の際、区域内の土地所有者等は、土地所有者等全員の合意および市の認可必要	提案制度対象外
ルール・制度	提案等の同意要件	提案制度の規定																			
① 景観まちづくり地区	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	景観法																			
② 景観地区☆	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	都市計画法																			
③ 準景観地区	なし	提案制度対象外																			
④ 地区計画☆ (建築物等の形態意匠の制限)	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	都市計画法																			
⑤ 景観協定	締結の際、区域内の土地所有者等は、土地所有者等全員の合意および市の認可必要	提案制度対象外																			
市の対応	<p>土地所有者の合意形成等の要件が整い、地域の景観まちづくり推進に適切な場合は、ルールの策定等（景観協定については、認定）の手続を進めます。</p>																				

② 景観資源の保全・活用の提案

地域の大切な景観資源に関する景観法に基づく制度について提案できます。

提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 景観重要建造物や景観重要樹木の指定や活用に関すること ◆ 景観重要公共施設に関すること 														
制度一覧	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ルール・制度</th> <th style="text-align: center;">提案等の同意要件</th> <th style="text-align: center;">提案制度の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 景観重要建造物</td> <td style="text-align: center;">提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要</td> <td style="text-align: center;">景観法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 景観重要樹木</td> <td style="text-align: center;">提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要</td> <td style="text-align: center;">景観法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 景観重要公共施設</td> <td style="text-align: center;">位置付けの際、市は、管理者の同意必要。管理者は位置付けを要請できる。</td> <td style="text-align: center;">提案制度対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">これらは、景観法に基づき、所有者・景観整備機構（景観重要公共施設については、その管理者）による提案ができます。</p>			ルール・制度	提案等の同意要件	提案制度の規定	① 景観重要建造物	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	景観法	② 景観重要樹木	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	景観法	③ 景観重要公共施設	位置付けの際、市は、管理者の同意必要。管理者は位置付けを要請できる。	提案制度対象外
ルール・制度	提案等の同意要件	提案制度の規定													
① 景観重要建造物	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	景観法													
② 景観重要樹木	提案の際、提案者は、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	景観法													
③ 景観重要公共施設	位置付けの際、市は、管理者の同意必要。管理者は位置付けを要請できる。	提案制度対象外													
市の対応	<p>登録団体による活用方法等の発案を受け付け、地域の景観まちづくり推進に適切かつ必要と判断した場合は、所有者等の意見を聞き、指定等を検討します。</p>														

地域の大切な景観資源の例



新屋表町通りの「新屋参画屋」



将軍野南三丁目の3本の松

③ 景観条例での対応

景観法に基づく提案制度としては、景観計画の策定・変更に関する住民提案と景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する所有者・景観整備機構による提案があります。

本市では、登録団体のうち、土地所有者等の合意形成がなされている場合等、一定の要件を備えている団体について、景観計画の策定・変更の提案ができる旨を条例で定め、計画の充実に向け、地域の取り組みを反映し、「景観まちづくり地区」として位置づけます。

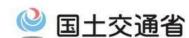
景観地区や地区計画については、都市計画法に基づく住民提案制度を運用するほか、登録団体による発案を受け、都市計画として定めます。

また、市は、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設、準景観地区について、登録団体による景観まちづくり活動の成果を踏まえ、その指定や位置づけ等を検討します。

(4) 立地適正化計画策定に伴う提案制度

20戸以上の住宅整備に関する事業を立地適正化計画における居住誘導区域内でおこなう際は、住宅の良好な環境や景観保全のため提案をすることができます。

都市計画・景観計画の提案制度



居住誘導区域内において、20戸以上の住宅整備に関する事業を行おうとする者は、都市計画(§86)又は景観計画(§87)について、住宅地の良好な環境・景観を保全するための提案を行うことができる。

改正後の提案制度	現行の提案制度に以下の制度を新設
主体	居住誘導区域内において、 20戸以上の住宅の整備に関する事業を行おうとする者
提案先	・都市計画決定権者(都市計画関係) ・景観行政団体(景観関係)
提案内容	当該事業を行うために必要な以下の事項 【都市計画関係】 ・用途地域又は高度利用地区に関する都市計画 ・市街地再開発事業、土地区画整理事業に関する都市計画 ・地区計画に関する都市計画 ・その他政令で定める都市計画 【景観関係】 ・景観計画の策定又は変更
	の決定又は変更

**民間事業者による景観計画の策定提案事例
(景観法)**

【かずさの杜 ちはら台(市原市)】

A photograph showing a modern residential area with well-maintained green spaces, paved walkways, and houses, illustrating the outcome of landscape planning.

○計画概要

＜届出対象行為＞

- 建築物の新築、増築、改築又は大規模な外観の変更
- 鉄柱、コンクリート柱、鉄塔、擁壁、煙突の建設等
- 垣柵(生垣を含む)、門柱その他これに類するものの建設等

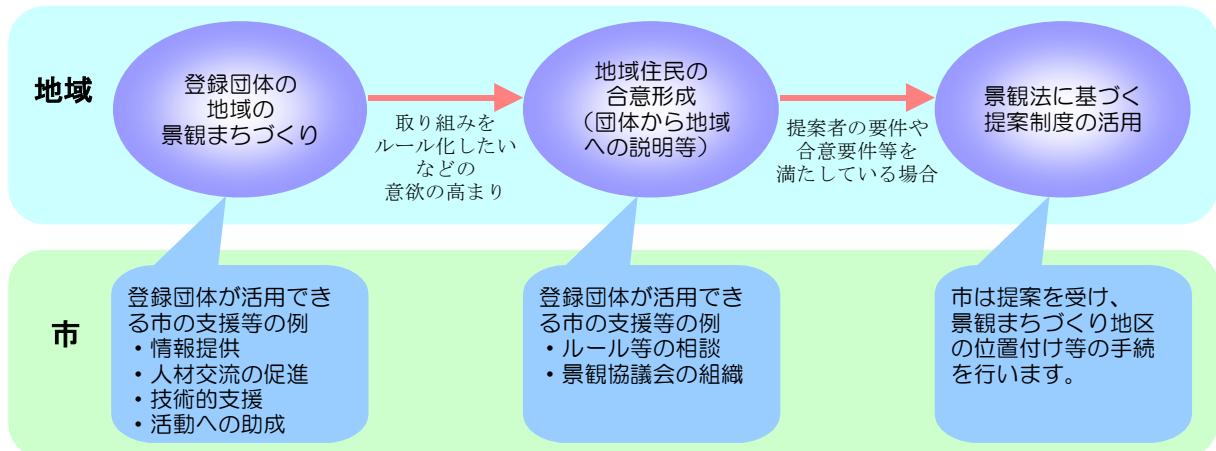
＜景観形成方針＞

- 戸建住宅地に特化したまちなみづくり
- 丘陵地に馴染んだ景観の形成
- 地域の景観資源としての育成
- 緑豊かな景観形成の推進

0

「国土交通省HP」より

参考：提案の流れの例（景観まちづくり地区の場合）



参考：景観まちづくり関連制度一覧表

根拠法	名称	A. 景観まちづくりのルールをつくる			B. 大切な資源を守り育てる			
		建築物のデザインや色彩などのルールを決める	建築物の高さや壁面後退などのルールを設ける	看板や屋外広告物などに関するルールをつくる	景観の核となるまちなみを保全する	景観的にシンボルとなる建物等を保全する	地域の貴重な緑景観を保全・創出する	公共施設の積極的な景観整備を行う
景観法	景観計画	●	●	●	●	●	●	●
	景観重要建造物				●	●		
	景観重要樹木						●	
	景観協定	●	●	●	●	●	●	
	景観地区（準景観地区）	●	●		●			
	景観重要公共施設					●	●	●
	景観農業振興地域整備計画						●	
都市計画法	風致地区	●	●				●	
	高度地区		●					
	地区計画	●	●		●		●	●
	特別用途地区				●			
都市緑地法	市民緑地						●	
	緑地保全地域						●	
	特別緑地保全地区						●	
	緑化地域						●	
	緑化施設整備計画						●	
	緑地協定						●	
屋外広告物法	屋外広告物条例			●				
建築基準法	建築協定	●	●		●			
	連担建築物設計制度				●			
文化財保護法	重要文化的景観				●		●	●
	登録有形文化財（建造物）					●		
	重要伝統的建造物群保存地区				●	●		

(資料：「市民景観まちづくりリーフレット」国土交通省HP)

制度の概要については、62～63ページに記載しています。

参考：都市計画法に基づく「まちづくりルール」の提案制度について

「まちづくりルール」制度をご存じですか？

～地区の特色を生かした住み良いまちづくり～

- 地区の皆さんが話し合って「まちづくりルール」制度を活用することで、建築物に係る近隣トラブルを未然に防ぎ、地区の特性に応じた住み良いまちづくりを進めることができます。
- この「まちづくりルール」制度について、秋田市では制度の説明や、ルールづくりのお手伝いをしております。地区のまちづくりを話し合われる際には、お気軽にご相談ください。



皆さんの“地区”で

こんなことを感じたことありませんか？
将来、こんなことが起こるかも知れない！

- 住みやすいまちを将来にわたって守りたい
- 街並みにゆとりや統一感がほしい
- 店舗の形態等に関するルールを決めて魅力のある商店街づくりをしたい
- 緑あふれる美しい街並みや、伝統的な街並みなど、今ある優れた都市景観を残していくたい、また、これから創造していくたい
- 中高層の建築物が建ち始め、日照、通風、プライバシーの確保が心配
- 近くに共同住宅や店舗、ホテルなどが建ち始めた（用途の混在）
- 行止り道路や敷地の細分化、ミニ開発等の無秩序な開発による環境悪化



なぜこんなことが起こるの？

土地の使い方や建物の建て方の基準は、都計画や建築基準法などで決まっています。

基準に合ってさえいれば原則として建物を建てることができます。

地区の「まちづくり」について
話し合ってみよう！

市がお手伝いいたします

まちづくりルール制度の活用

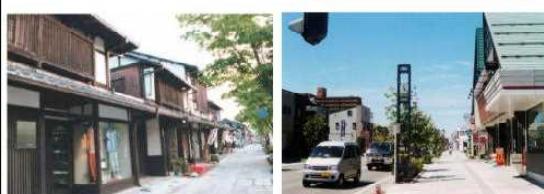
こんなルールをつくることができます



- ・統一感のある戸建て住宅地として、建築物の意匠や高さ制限等を行っている
- ・緑豊かな環境を形成する地区で、緑化の推進及び建築物に関する制限等を行っている



- ・歴史的な街並みを維持・再生するため、建築物の意匠や高さ制限等を行っている



秋田市都市整備部都市計画課

(資料：「まちづくりルール」制度リーフレット 秋田市都市整備部都市計画課)



(資料：「まちづくりルール」制度リーフレット 秋田市都市整備部都市計画課)

秋田市景観計画

平成21年3月発行

(令和4年3月一部改訂)

編集・発行／秋田市都市整備部 都市計画課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5764

FAX 018-888-5763

e-mail ro-urim@city.akita.lg.jp

URL <https://www.city.akita.jp/shisei/machizukuri/>

1011485/1007502/1010025/index.html

